

第五章

「考えて、実行する」経済団体へ

一、農業問題に画期的な見解表明

—昭和三十五年度通常総会開く—

経済同友会は昭和三十五年四月八日、日本工業倶楽部で三十五年度の通常総会を開いた。任期満了の井上英熙代表幹事の後任には、木川田一隆幹事が選任された。この総会においては、「日本農業に対する見解」が採択されたが、農業問題には直接関係をもつていない一般の経済団体が、このように総合的な見地から農業問題の研究に取り組み、一つの見解に到達し、これを公表したということは、まさに画期的なことだといえよう。

曲り角にきた日本農業の現状を分析し、将来の方向を検討するため、三十四年七月農林省は、東畑精一氏を会長とする「農林漁業基本問題調査会」をつくつたが、たまたま、この調査会のメンバーに経済同友会幹事が相当数加わつていたので、それら関係者が集まつて「農業政策研究グループ」をつくり、農業問題を国民経済全般の立場から、総合的に検討してみることとなつたのである。日本の農業問題には、農業ないし農村それ自体が包蔵している複雑な構造的な問題があるほかに、関連産業との間の問題、さらに自由化とその影響等の問題など、いくつた困難な未解決の問題が錯綜しているのであるが、農業政策研究グループは、意欲的にこの経済団体としては未開拓の分野に取り組んでいたのであつた。

この「見解」の提案にあつて佐々木直幹事は、大要つぎのような提案理由の説明を行つた。

「最近のわが国の鉱工業生産は非常に伸びている。それに対して農業の方も伸びてはいるが、まだ工業の方向と均衡を保つて伸びているとは思われない。しかも今後、国民所得を倍増させていくという計画のためには、よほど農家所得をあげていかねば、総体の伸びが不足するわけである。このような状況に際し、農業をどうもつていくかについての検討が行われねばならない。農林省でも昨年から農林漁業基本問題調査会をつくり、同友会幹事の相当数がその委員に委嘱されている。そこで、我々自身、農業問題についてある程度知識を持つことが必要になるというキッカケもあつたわけである。もう一つの問題は、昭和二十七、八年ごろからの数字をみると、毎年大体三十万人前後の人口が、農業から他の産業に移つている。この傾向が今後とも相当長い間続かなければ、農業所得のレベルはあがつてこない。そこで、それだけの人口を第二次、第三次産業で吸収しなければならぬが、そのためには産業の発達が急務である。最近米国ではアグリ・ビジネスの名で、農業と関連ある産業の検討が進められている。農業に対して資材、原料を供給する産業と、農産品を原料としてこれを加工販売する産業、これが産業組織、全産業の中でウェイトを高めつつある傾向がある。同友会としても、相当自分たちの仕事に関係があるので、その立場から農業問題の検討も必要になつてきた。

何分、農業の問題は歴史も長く、これを業とする人口の割合も高い。しかも戦中、戦後を通じて食糧問題に対する国民の関心は高い。これを新しい農業にしていくなかには経済性を確立しなければならぬが、これは容易なことではない。しかも新しい要素として輸入の自由化の問題がでてきている。もちろん農業は、自由化について特殊の考慮を要する産業であるが、さりとて全く別世界と考えるわけにはいかない新しい情勢がおき

ている。このことが、また新しい目で農業をみる必要性を加えている。要するに日本経済の発展のためには農業の発展が大事であつて、しかも他の産業とのバランスのとれた発展が大切である。そのために各種産業の間で、お互いに相手の実情をよく知りあつた形での発展が必要なのである」

「日本農業に対する見解」は、この提案趣旨の説明で指摘されているように、「わが国経済の安定した発展のためには農業の近代化による生産性の向上が欠くべからざる要件である」との大前提に立つて、そのためには産業の立場からも「でき得る限り経済性を通した農業の発展により、国の内外を通ずる農業関係商品取引の増大を図り、農業所得の向上がわが国経済発展の大きな支えになる」ことを期待し、また農業人口が毎年多数、第二次、第三次産業に転移していかねばならぬ情勢に照らしても「各種産業相携えてわが国経済の発展を推進しなければならぬ」とし、さらに、「このような方向に変革を進めていくためには、農業には新しい視野に立つた計画、政策の立案が必要となる」としている。そして「見解」は、農業当面の問題とその解決の方向について、おおむねつぎのような「粗案」を示し、批判を期待している。

一、農産物価格政策

(1) 現状と問題点

現在の農産物価格政策は、ほとんどの農産物につきサポート・システムをとつている。自由な価格形成のみられるものは果実、蔬菜などごくわずかである。しかもその価格水準は海外に比して高いものが多い。この価格支持は農業の特殊性からみてやむをえないが、そのためにコスト・ダウンを考へた生産体制、生産様

式に関する研究が等閑に附されている傾きがある。

現在のサポート・システムには、米、麦、大豆のように食糧が買いあげる直接のものと、畜産物、砂糖のように輸入の調整等による間接のものがある。

(2) 政策の方向

(1) 価格支持政策の必要性は認められるが、その場合でもできるだけ国民経済的観点からみて経済の合理性に反しないようにしなければならない。すなわち、今後の農業の生産種目の変化を見込んで、畜産関係農産物(飼料を含む)、地方特産物等、将来国内増産のぜひ必要なものを検討、その結果選び出されたものに対しては、生産増大のための体制をつくるよう補助政策をとる。しかし、その場合、価格支持がよいか、より広い補助政策がよいかは経済的見地から決定すべきである。

(2) 現在国際的にみて高い農産物については、経営方式、経営単位の変化、生産数量の変化等、生産体制の変化によるコスト・ダウンの方策を検討し、経済効率の悪いものは、品目の転換を考える。

(3) 農産物価格政策に対して、貿易自由化は大きな関係を持つ。価格の機能を活かすためには、貿易自由化は一つのテコとなる。したがって「農産物は絶対に自由化しない」という考えに固定してはならない。

(4) 自由化は農業の進展にも、国民経済的にもプラスになる。例えば麦類等の輸入方式は再検討されてよい。

(5) 一方、果実、蔬菜等自由価格のものは、とかく価格が不安定で、買いたたかれることも少くないから、販売機構、市場機構、市場制度の整備を図り、生産者に安定した所得を確保させることが必要である。

二、農業の進むべき方向と生産様式体制

上記のような価格政策が発動するためにも、今後の農業の方向、生産様式体制が検討されねばならない。

(1) 米作農業の検討

現在の米は、寒冷地等不適當な地域にもつくられている。しかし今後、国民所得の増大によつて、摂取する食糧構成は高級化し植物質食から動物質食へと移行、米食率は低下に向うこと、および南方地域に工業国輸出をするために南方米の輸入が必要であることなどからみて、米作自身が経済的見地から再検討され、生産性の向上が図られねばならぬ。農業技術についても、米と籾以外の農産物に対しても研究をひろげ、穀物も食用穀物と飼料用の組合せの検討、その他麦類の処置、また畜産物等新しい部門の検討も必要である。

現在米作中心農業を推進するため、政府は食糧に大きい財政負担をしているが、これを米以外の方へ向けた場合の効果や国民経済的意義が検討されねばならない。

(2) 牧畜業の発展の可能性

今後の国民経済の様相からみて、最も需要増大をきたすのは畜産品であろう。

したがつて如何なる体制、如何なる規模の経営がよいのか、共同化がよいか、企業形態がよいかが真剣に検討されるべきである。また国際的レベルに成長させるために、価格政策のみでなく、当分保護が必要かどうかも検討すべきである。さらに大麦等濃厚飼料は国内自給がよいか輸入がよいか、経済性の立場から決定すべきである。

(3) 果実、園芸作物の必要性

所得の増大により果実、蔬菜の需要は増大する。しかも果実は輸出もできるし、また食品加工業の発展の問題にもつながる。したがって、これらについては適地適作主義の徹底を期するとともに、輸出可能な果実や地方的特産物は、一層増産に拍車をかける必要がある。

(4) 林業の開発

林業は雇用増大、所得増大、外貨獲得の見地から、資源開発を目標として根本的に考え直すべきである。まず、わが国森林利用率の低位性を改善する方策がとられねばならない。例えばダム造成により河川の幅を増大し、流れをゆるやかにして木材運送を可能にする案もある。これによつて河川流域から林道を開拓すれば肥培管理が可能になる。森林肥培によつて増産ができれば、伐採量増大、運搬増大にもつながる長期的な発展の道が拓かれるわけである。

統計表に現われている「開発困難な森林」は大部分が官有林で、これは開発の一大ネックになるから、民間に払下げるか、あるいは公団方式で開発するか、考える必要がある。

(5) 農林生産様式、体制の問題

新しい日本農業は、その生産種目からみて、協同化、共同化、資本主義農業をもちこむ必要が出てくるであろう。そのためには農地法の改正も要する。さらに法人化、共同化、企業化農業のための立法措置も必要となる。それは生産種目によつて経営規模、経営形態が検討されるためには、現在の法的制約をはなれて計

画の作成が必要だということである。

またそれと関連して、新たな生産資材、機械利用等関連産業の需要増大が考えられる。生産様式、体制の変化は脱農化促進の問題とも関連し、それは第二次、第三次産業の将来の構図に関連する。

三、食管制度の検討

食管制度は現在の形では維持困難となるであろう。しかし現在の制度がわが国農業に持つていている大きい影響力を考えるとき、その改善には慎重であるべきである。したがって、まず改正の方向を定め、その目標に向つて計画的に進めることが肝要である。要は、このサポート・システムの中に、どうすれば経済性をもちこめるかという問題である。これは新しい農業の方向に応じて考えるべきで、外国の事例の研究も必要である。

四、新しい農業の中核体

価格政策をはじめとし、農業の方向、生産様式、体制等各方面にわたつて近代化を進めねばならぬが、その新しい農業の中核体は誰であらうか。

戦前は「商人」「食糧加工者」「地主」が農業の中核体であった。戦後、新しい民主的農業の中核体として農協が設立された。しかし農協が米の集荷業務を中心に発展した歴史にかんがみれば、今後農産物品の多様化に対応して、体制を新たにしなければならぬ。農業の中に経済性をもちこむためには、農協の近代化と相まつて、農民の中から企業家的精神をもつた人々、生産協同体、食糧加工業者、関連産業企業者等が相

互に連絡を保ちつつ発展していくことが必要である。

五、関連産業との問題

農業生産が多様化し、農業生産様式形態の変貌がみられれば、広い意味の生産資材設備を供給する関連産業に、新たな需要が加わり、需要増大が起こる。他方、果実、畜産品等を原料とする関連産業拡大に向う。したがつて、「農業への供給者の立場のもの」「農産品を原料とする立場のもの」がともに農業生産者、農業経営体と、いままでよりはるかに接近した状態ができると考えられる。そこで問題は、どういう農業生産様式がつけられるか、場合によっては関連産業と経営が一体化するような姿も起り得よう。

六、農業金融の問題

(1) 現状

最近農林中金は常時相当額の余裕金を保有するようになり、また地銀にも農村地帯の資金の蓄積が増加しているが、これらは農業以外の方面に運用されているものが多い。一方において相変らず公庫融資、補助金等の政府資金が流入している実情である。

(2) 問題点と今後のあり方

(イ) まず必要資金の性質に応じた融資形式をつくる必要がある。すなわち純粋に農業の転換、村づくりのよな政策改善のための設備資金、運転資金等、農業のプランニングに合致した必要資金の型を決めることがなされねばならない。

(四) 資金の型が決まつたうえで、農村地帯で蓄積される資金でまかなえるものと、農林公庫のような政策金融によるもの、あるいは純粋に商業ベースでまかなえるもの、さらにまた共済基金の活用等、その資金の性格によつて、その機関も有効に使ひわけをすべきである。

補助金はできるだけ縮減し、低利長期の貸付におきかえる。また今後の農業の様相によつては関連産業との資金的結びつきも考えられよう。

(五) 現在の組合金融系統機関は、資金コストの低下を図る必要がある。機能的に自己金融の建前にたつて短期の運転資金を主とすべきである。

金融機関としての採算を無視してはならない。場合によつては現在の補助金等を整理し、その資金をもつて利子補給をすることも考えられてよい。

(六) 地銀との結びつきも、農業の様相の変化により、直接的にも、また関連産業との関連において間接的にも、いずれも従来よりさらに密接になつてくるであらう。

このように「見解」は、農産物価格政策、農業の進むべき方向と生産様式体制、食管制度の検討、新しい農業の中核体、関連産業との問題、農業金融の問題など六つの重要なテーマについて、現状と問題点を抽出し、その解決の方向を示したのち、つぎのように結んでいる。

「以上みてきたようにわが国農業の発展の条件は、今後において検討されるべきいくたの問題があり、しかも長い伝統を持つ特殊な性格から、その解決には雇用問題をはじめ、各方面の強い協力とたゆまない努力とが必

要である。しかしすでに農村の各所にいくつかの新しい農業の芽生えがみられているのであつて、これが漸次順調に成長できるよう、農業政策は推進されるべきである。それには国民経済、国際経済双方との関連において、農業のあり方を考えることが最も肝要とならう。

我々は新しい農業の誕生、成長を待望すると同時に、その成長発展こそが国民経済全体に必ず明るい将来を約束するものであることを信じて疑わない」

この「見解」の提案については、小坂徳三郎幹事から「非常に基本的な現在の日本の姿、それに対する確たる信念を持ちつつ農村問題を探りあげる気魄と責任感を、同友会が持つてはじめて、この問題を提案する資格ができるのではないかと考える」と述べ、「見解」にもられた事項の実行の困難性を指摘し、決意を促した。また中山素平幹事は、つぎの三つの立場から賛成の意見を述べた。

一、日本経済が今後質量ともに高い成長発展をしていくには、農業生産力の飛躍がなくてはならない。自由主義経済が発展していくには、鉱工業部門の発展だけでは、市場や労働力の壁にぶつかる。

戦後の日本農業は生産力において飛躍的に伸びたが、最近鉱工業の高度の発展に対して、農業は再び停滞の様相を示している。これは零細な土地所有が生産力上昇の限界になっていることや、従来の農業対策の矛盾とといった構造的な原因に基づき多くの思ふ。

今後、人口の増加に対して雇用を与える意味で高い成長が必要であるが、そのためにも農業生産力の拡大を、構造的なカベを破つて図ることが肝要である。

二、農業の發展のために、我々はどのような協力をしてゆくべきか。従来は、近代産業と農業は、たがいにその関連性を余り考えなかつた。今後はこうした封鎖性を打破し、両方の関連を積極的につけるといふ態度でなければならぬ。農業の過剰人口を近代産業部門に吸収するか、あるいは農業にマーケットを与えない限り、農業の健全な發展は期待できない。我々は産業間の協力を考えねばならぬ。

三、貿易の自由化は、日本農業にとつては限界があるといわれるが、コストの基本である食糧部門の合理化なくして、産業の發展は期待できない。實際問題としては、過渡的に、構造的ないろいろな問題を漸進的に解決していく方策をとらなければならない。

要するに「日本農業に対する見解」が強調している点は、つぎのように要約できる。

一、日本經濟の高い成長のためには、農業の發展が、近代産業の發展と平行していかねばならない。

一、ところが現状は、農村の零細土地所有が生産力上昇の壁になつてゐるし、便宜上行われてゐる食糧制度の支持制度は、結局において農業の近代化促進をさまたげている。

一、こうした矛盾のあるところへ、貿易自由化の激流が押しよせてきたのであるから、農業の經濟的立場からの体制がえは、どうしても進められねばならない。

一、一方、日本農業の大きな負担となつてゐる過剰人口をさばくためには、第二次、第三次産業の拡大が必要であるが、そのためにも、産業のマーケットとしての農業所得の向上、ひいては農業の經濟的發展が必要となる。

一、こうして、あらゆる角度から農業と近代産業とのもたれあい、相互依存の関係は深いにもかかわらず、従来はたがいとその関連性を十分に認識していない。これは大いに啓発されねばならぬ。

一、農業の発展のためには、従来の米作中心の農業政策を根本的に反省し、新しい農業の方向にそつた経済性に合致した農業政策を編み出すべきである。

一、農業の経済的発展ないし近代化のためには、農業の中核体として企業家的精神をもつた農民の出現が要請され、また関連産業との人的、資金的な結びつきも場合によつては必要であろう。

つまり一口にいえば、伝統の殻に閉じこもつた農業に対する産業の側からの積極的なアプローチであり、そして産業の側をしてここに関心を抱かしめた契機は、日本経済の高度成長は農業を道連れにせずしては達成されないうという認識にあるわけなのである。

二、意欲的な活動態勢を整える

三十五年度の経済同友会は、農業問題に総合的に取り組んだことによつてもわかるように、活動意欲を一段と盛りあげ、しかも必要に応じて、どしどし実践していく気風をつくりあげたいというところに、大きな特長を持つてゐるようである。「考える経済団体」といわれた経済同友会は、いまや「考えて、実行する経済団体」に発展したのであつた。三十五年度通常総会で明らかにされた「事業計画の基本」が、まず、この意欲的な経済同友

会の新しい活動目標となつたのである。

通常總會において、島田英一幹事は、活動方針についての提案理由説明で、こう述べている。

「わが国経済は雇用をできるだけ増大し、しかも国民の生活水準をあげていく。そのためには経済の安定的成長を図らねばならない。この目的達成のために五つの基本方針に基づき諸々の事業を実施していきたい。

まず第一に日本経済の体質改善の問題だが、その前提としてわが国経済構造の近代化に関する調査研究を実施する。そしてまずわが国経済力の測定ならびに農業、中小企業問題、地域経済開発の問題を採りあげる。つぎに体質改善の問題では、企業の基盤の充実、経営の近代化の二つの問題の調査および政策の樹立を図りたい。それから国民経済の組織化および道徳的秩序確立の問題については、今後わが国の経済を組織化するためには、どうしても企業の公共的観念というような倫理観念を導入した経済秩序をここに確立する必要がある、このための方策を実施していきたい。また国際経済においては、日本経済の地位向上に必要な研究および人的交流を行う。最後に社会中間層の育成のための実態調査をしようと考え、さらに雇用、教育方面の改善方策を研究する。

以上の五項目の基本方針に従い政策を実施してゆく。この実施の具体的方向としては、従来に引続いて取り組む問題は、自主調整の促進問題、産学協同センター、つまり産業と大学の話し合いの共同場をつくる問題、それから貿易自由化対策、企業課税の問題、農業問題、企業におけるトップの政策決定の調査等である。新年度の計画のうち特に重点をおく事業としては、経営者の立場からの資本主義の変貌に対する理論づけ、

つまりかつての経営者の社会的自覚および政府と企業の関係をもう一度検討していきたい。とくに雇用の増大、国民生活水準の向上について、我々はどういう考え方を持たねばならないか。また自主調整を実行しなければならぬ問題がたくさんあるが、我々として明確な理念の確立、つまり我々自身の経済観あるいは哲学をうちたてる必要があると思う。

それから、いろいろの調査事業をさらに積極化していかねばならないが、その事項としては経済力の測定、教育制度の問題、地域開発調査の問題、中間層の実態調査等に重点をおいてやっていきたい。政策研究面においては農業問題を続けるほか、中小企業の問題、第三次部門の振興策、国家予算制度等を研究していきたい。従来 of 調査事項を積みあげていかねばならぬ事項としては、景気観測に関する調査報告、附加価値生産性の調査報告、企業トップ・マネージメントの実態調査等がある。その他企業自体にとつても、また国民全体としても考えねばならない広義のコミュニケーションの問題があり、その戦略をとりあげていきたい。新年度の国際活動として具体的に取り組む問題としては、ヨーロッパ共同市場の実態を調査するため調査団を派遣したい。東南アジア経済協力のためには、まずお互いの理解を深める必要があると考えるので、人的交流を行うチームをつくりたい」

まさに百花一時に開くような多彩な活意のプランである。

決定された「事業計画の基本」はつぎの通りである。

「わが国の雇用拡大、そして国民の生活水準の向上を促すとともに、常に、安定的な経済成長を期してつぎ

の如き基本方針にもとずき諸事業計画を実施する。

一、日本経済体質改善のため、その前提としての経済力の測定並びに農業、中小企業問題、地域経済開発等経済構造近代化の調査研究を積極的に行う。

二、企業の体質改善を図るため、企業基盤の充実、経営の近代化に関する調査研究並びに政策樹立に努める。

三、国民経済の組織化及び道徳的秩序確立のため、それに必要な方策の樹立を図る。

四、国際経済における日本経済の地位向上に必要な研究並びに人的交流を促進する。

五、社会中間層の育成、増大を図るため、実態調査及び雇用、教育面の改善方策を研究する」

この「事業計画の基本」に基づき、四月十五日に開かれた新年度第一回の幹事会では、より具体的な「昭和三十五年度の事業計画」が決定された。つぎの通りである。

A 継続事業

- 1 自主調整の具体化促進
- 2 統計調査機関の実現促進
- 3 産学協同センターの設立
- 4 国内の企業視察団派遣
- 5 経営者教育の促進
- 6 研究事項

二、意欲的な活動態勢を整える

イ、農業政策（鉱工業と農業の調整）

ロ、企業課税問題

ハ、貿易自由化対策

ニ、エネルギー問題

ホ、地域経済開発（大都市経済と地域経済の調和）

B 新規計画

1 資本主義経済の変容を把握するための調査研究（経済力の測定、雇用、生活水準の調査）

2 国家予算制度の研究

3 中小企業問題（大企業と中小企業の関係）

4 第三次産業の開発

5 教育問題

6 コミュニケーションの方法に関する研究

7 社会中間層に関する調査

C 国際的事業

1 ヨーロッパ共同市場調査閉編成

2 東南アジア諸国との人的交流促進

3 その他

D 定期事業

1 経済情勢分析

2 附加価値生産性調査

3 企業トップ・マネージメント構造調査

この事業計画について、木川田代表幹事からつぎのように説明があつた。

「この事業計画はさる通常総会で決定した事業計画の基本を敷衍し、若干具体化したものである。新しい資本主義のためにはいかなる経済秩序をもたなければならぬかの認識から、いわゆる均質経済の育成すなわち地域経済開発、大企業と中小企業との関係、農業と鉱工業との問題などがでてくるし、また新しい資本主義の基盤の醸成のため社会的緊張を緩和するという観点から、教育、コミュニケーションの問題がでてくる。そして貿易自由化の問題から最終的には調査機関、自主調整、産業協同等の問題がでてくる。こうした考え方で事業計画はとりまとめたものである」

通常総会で決定した「事業計画の基本」および第一回幹事会で決められた具体的な事業計画をみて感じられることは、経済同友会の活動の幅が大きく広がったことと、研究部面が著しく深くなつたということである。さらに、さきに指摘したように、実践に直結する計画が多くなつたという点も見逃がすことができない。

具体的な事業計画で、とくに注目されるべき点は、「経済同友」（三十五年五月号）に記されているように

二、意欲的な活動態勢を整える

「新しく第三次産業の開発策をも考究することとなり、研究範囲が全産業に及ぶにいたつた」こと、「資本主義経済の本質に対する洞察を常に怠らない」意味から「資本主義経済の変容を把握する」とともに「今後の自由経済の成長の可能性に対する探究のため、経済力の測定、雇用、生活水準等の調査研究を採りあげている」こと、「社会各層の所得格差の縮小によつて大きくクローズ・アップされてきた社会中間層に関する研究を新規計画に加えた」こと、さらに欧州共同市場調査団の編成、東南ア諸国との人的交流促進を計画し「経済団体としての地歩の確立とともに、国際的活動の分野でも着実な成果をめざす」こととなつた点などである。

まことに昭和三十五年度こそは、経済同友会が、その包容する有能、果敢な陣容をもつて、一步一步、足を地につけて着実に積みあげてきた研究的、活動的実績を背景に、成長する日本経済の発展向上にむかつて、その本来の役割を實踐をもつて果していこうとする、新しい門出の年ともいふべきである。

この意義深い三十五年度の活動の中核となる陣容は、つぎの通り、四月十五日の幹事会で決定された。

◇会務執行機関

総務委員会

岩佐 凱実	木川田一隆	二宮 善基	安居 喜造	中山 素平	東海林武雄
水上 達三	宇佐美 洵	井上 英熙	岸 道三	工藤昭四郎	永野 重雄
今里 広記	郷司 浩平				

政策審議会

(委員長) 中山 素平

(政策委員)

浅尾 新甫 井上 英熙

郷司 浩平 桜田 武

水野 成夫 山際 正道

(審議委員)

麻生太賀吉 安藤清太郎

小坂徳三郎 兄玉 忠康

西村 純平 野村 末一

組織委員会

(委員長) 二宮善基

井深 大 河上健次郎

鹿内 信隆 神 義之介

馬淵 威雄 牧田与一郎

経営方策委員長 東海林武雄

今里 広記 岸 道三

東海林武雄 永野 重雄

井上 敏夫 大槻 文平

伍堂 輝雄 島田 英一

長谷川周重 藤井 丙午

北裏喜一郎 小坂徳三郎

鈴木 太郎 鈴木 治雄

湊 守篤 宮内 俊之

財務委員長 安居 喜造

工藤昭四郎 小林 中

中山 素平 堀田 庄三

金成 増彦 北裏喜一郎

竹内 俊一 寺尾 一郎

堀江 薫雄 山本 高行

五島 昇 伍堂 輝雄

桧山 広 藤川 一秋

村木 武夫 山中 宏

国際経済委員長 水上 達三

◇調査研究機関

二、意欲的な活動態勢を整える

財政金融政策委員長

宇佐美 洵

産業政策委員長

金成 増彦

労働政策委員長

田中慎一郎

通商政策委員長

神野 正雄

科学技術政策委員長

井深 大

農林政策委員長

佐々木 直

中小企業委員長

北裏喜一郎

企業税制委員長

村木 武夫

エネルギー総合対策調査会委員長

岸 道三

貿易、為替自由化特別委員長

伍堂 輝雄

(以下新設)

経済力測定委員長

湊 守篤

教育問題委員長

安藤清太郎

第二次産業対策委員長

小坂徳三郎

コミュニケーション対策委員長

吉田 秀雄

附加価値生産性調査会委員長

小坂徳三郎

社会中間層調査委員長

藤井 丙午

地域開発調査委員長

麻生太賀吉

トップ・マネージメント調査会委員長

乗富 丈夫

◇部 会

経済政策部会長

大槻 文平

企業経営部会長

加藤 威夫

景気観測部会長

鈴木 治雄

調査研究部会長

山中 宏

税制及法制部会長

西野嘉一郎

海外市場調査部会長

三、「証券の諸問題について」見解まとまる

財政金融政策委員会では、証券業のあり方について、前年来検討を進めてきたが、三十五年に入つては、より広く、戦後の証券保有形態の変化にもなつて企業経営の立場はどうあるべきかについても研究を進めた。その結果、最終的な見解に到達したので四月十九日、「証券の諸問題について」と題する成文を得、政策審議会を経て公表した。この「見解」は「証券のあるべき姿としては、広く一般の人々が証券を保有し、その証券保有を通じて、これらの人々の利益と、併せて公共の福祉とが企業の経営に反映されることが理想であり、これが実現のためには、経営者の側における社会的責任の自覚と、健全なる証券市場の整備とが不可欠の条件である」という認識を前提として出発している。

つぎに「見解」は、このような立場からみた場合「戦後の日本経済の、混乱に引き続く急速な発展、証券保有分布変革、資本形成の未成熟等から、企業の所有と経営との関係についても、また証券市場の整備についても、多くの問題が山積している」とし、その問題点をつぎのように整理している。

一、企業の所有と経営の分離について

株主、経営者、従業員の地位と利害とに新しい考え方が要求されるようになり、企業経営においても、単なる利潤追求を越えて公共の福祉が求められることとなつた。また企業経営におけるかかる変貌によつて、

経営者の地位は強化された反面、その社会的責任は一層重大なものとなるにいたつた。

そこでこの際経営者は証券の新しい意義を認識し、その責任に應えるためには、広く株主や公正なる第三者の意見を経営に採り入れるような措置を講じ、また自らの保有株数を多くして経営者としての自覚を高め等、新事態に即した経営の実を挙げるよう努むべきである。

一、証券市場について

広く一般国民の貯蓄を資本調達に結びつける場として、健全なる市場の整備が要請されるのであるが、現実の問題として、戦後経済の急速な発展と資本蓄積の相対的不足から、発行、流通両市場ともに今後の施策にまつところが少くない。ただ、これには税制、金融等に関する複雑な事情がからみあつていたので、その早急な解決は容易でないが、貿易、為替の自由化をひかえて、企業の体質改善は一層緊急な問題となつていゝる現状にかんがみ、当面可能なるものから、順次実行に移す必要がある。

このような問題提起から「見解」は、問題を証券業のあり方にしぼり、まず証券業の現状について

(一) 株式市場については、株式投資の意欲は強いにもかかわらず、株式の供給が相対的に少い。したがつて増資をいかにして促進するかを検討する。

(二) 社債市場については、発行の希望は多いにもかかわらず、社債投資意欲、すなわち消化面に問題がある。したがつて社債消化をいかにして促進するか。さらに進んでは流通市場をいかにして形成、確立するかを検討する。

以上の二つの課題をもち出し、その対策について、つぎのような諸点を「関係者の自由と自主的努力を前提として」順次、施策にとり入れていくことをすすめている。

まず株式市場の問題については、「当面増資の促進とこれによる株式市場の安定的発展を考慮することが必要である」との前提から、(A)企業課税の是正 (B)配当率の適正化 (C)公募と時価発行について (D)優先株、転換社債の発行 の四点を増資促進策としてとりあげている。この場合「見解」は、一方において投資者保護の見地から「公正な株価の形成、投機の防止、株式投資に関する知識の普及、証券業者の資産内容の充実、証券業の業務分野の調整等」市場内部における諸条件の整備が必要なことにもふれている。

つぎに社債市場の問題について「見解」は「社債消化の促進、とくに銀行以外の投資家の投資意欲の喚起、さらに進んで流通市場の形成、差し当っては個人の保有社債を換金できる仕組みを作り出すこと等」を基本的な課題としているが、その線にそつて (A)発行条件の是正 (B)諸税、諸手数料の引き下げ (C)投資信託の社債組入れの増加 (D)流通市場の形成 (E)日銀、資金運用部その他の政府機関、銀行等金融機関相互間における社債流通の慣行の形成 などの施策をあげている。

四、安保条約改定をめぐる緊迫情勢に共同声明

昭和二十六年九月に署名された日米安全保障条約を日米対等の新条約にするための、いわゆる安保改定問題

は、三十三年十月から交渉に入り、三十五年一月六日妥結、同月十九日ワシントンで岸首相ら日本側全権団とハーター國務長官ら米国側全権団との間で、新条約および協定、七つの附属文書が調印された。

新条約の重要な改正点は(1)日米間の安全保障体制と国連憲章との関係を明確にした、(2)米国の日本防衛援助義務を明定した、(3)事前協議制度を設けた、(4)日米安全保障体制を広汎な政治、経済上の協力関係の基礎のうえにおいた、(5)条約の有効期間について明確な定めをした、などの五点であつた。

これよりさき、安保改定交渉が三十三年十月から東京を舞台に、藤山外相とマッカーサー駐日米大使との間で始められるや、交渉の進展につれて国内の一部で反対論が抬頭しはじめ、三十四年三月には社会党はこうした反対機運を背景に、共産党、総評、日本原水協などとともに安保改定阻止国民会議を結成し「安保改定は日本を戦争にまきこむもの」と主張して、反対運動の盛りあげに努めた。一方、政府与党は三十四年八月までの交渉で新条約の骨格ができあがつたのを機に、九月十七日、東京における岸首相の第一声を皮切りとして、安保改定についての全国的なPR活動を計画し、岸首相は各所における演説で「どんな障害があつても改定は絶対に行う決意だ。改定反対勢力の意見は日米離間を策しており、これを排撃しなければならぬ」と強い態度をみせ、また、これに呼応してマッカーサー米大使も、十月十三日横浜で「日米は深い依存関係にあり、安保廃棄は危険である。共産主義勢力は日本の中立政策を望んでおり警戒すべきだ」と演説した。しかし、岸首相の強気にもかかわらず、安保改定問題については、自民党内部においてすら、条約期限の問題などをめぐつて異論があり、それが党内派閥、主導権争いなど政治的事情と結びついて、微妙な情勢にあつたのは注目された。この党内異論の調整については、十月

二十六日の党議決定により一応決着をみたが、それでも反主流派の批判的態度は、底流として残つたのである。

十月十七日進歩的知識人の集まりである安保問題研究会は、藤山外相に対する公開質問状を出し、政府の安保改定構想に正面から批判の声を浴びせ、十一月九日には、より広い範圍を結集した安保批判の会が発足した。一方政府与党支持の知識人は九月に安保改定国民連合をつくり、また十二月には賛成派の学者らは安全保障研究会を結成、改定賛成のPRにのり出した。こうして安保改定問題をめぐつて、かつての講和問題の時以上のきびしい国論二分の情勢がかもし出されたのである。

ことに総評を中心とする国民会議の指導する改定阻止の統一行動は、十一月には国会請願の行動に発展していった。十一月二十七日の第八次統一行動では、国会請願デモ隊のうち一万人が国会前庭になだれこみ、赤旗が国会玄関に林立するという国会史上はじめての事件が起つた。

十一月十日、野党側の要求によつて藤山外相は第三十三臨時国会で改定交渉の経過説明を行い、これによつて新条約の骨組はかなり明らかになつた。社会党は「安保改定交渉の即時打ち切りを要求する決議案」を出したが、十二月十六日参院本会議、同月二十一日衆院本会議でいずれも否決された。

新条約関係の全文書は三十五年一月十四日の閣議で決定された。そして一月十六日、岸首相はじめ全権団が調印のため渡来することになつた。その前夜、全学連は羽田空港のロビーを占拠、警官の実力で排除された。こうして十六日朝、羽田への沿道に対する空前の警戒体制のうちに全権団は出発、十九日調印を終つたのであつた。

新条約および協定、付属文書は二月五日、第三十四通常国会に提出され、九日藤山外相が趣旨の説明を行つ

た。安保審議は冒頭から白熱した論戦を呼んだが、二月中の審議でとくにとりあげられたのは、事前協議の拒否権問題、「極東」の範囲、国会の条約修正権の問題であった。これらの問題について、政府の答弁は時に混乱し、きびしい批判を招き、審議を一層渋滞させたのであった。三月十五日、衆院安保特別委員会で松本七郎氏が社会党の第一陣として質問に立ち、安保審議はいよいよ本格化した。四月に入つて、野党側から新条約の軍事同盟的性格、侵略性、違憲性などを論点とする追及は激しく、また事前協議についても、さらに具体的にきびしく追及され、これに対する政府の答弁は不確かさを免れなかつた。

こうした安保審議の進行ぶりに、ようやくあせりを感じてきた自民党は、四月二十日の衆院安保特別委員会で「二十二日に参考人の意見をきく」という動議を提出し採決を強行したため混乱に陥つた。この動議は質疑打ちりの前ぶれを意味したので、野党側は「採決は無効、話し合いのつくまで審議は一切拒否する」との強硬態度を示した。四月二十一、二十二日自民党は委員会を開こうとしたが野党側に阻止されて開けず、ついに委員長中間報告の動議を提出した。これに対し社会党は非常事態宣言を出し、民社党も政府与党と対決する態度にいで、事態は険悪となつた。そこで清瀬議長はあつせんにのり出し、四月二十四日第二次あつせん案（安保特別委で審議日程を作成すること、中間報告動議をとりさげること）で与野党は歩みより、審議は続行された。

一方、四月ははじめから安保改定阻止の国会請願は最高潮になり、社会党は、四月二十八日までに五百万人の請願を受付けたと発表した。しかし安保特別委員会では請願は無視された。五月十四日には請願者数は千万人を突破したと発表された。この間衆院安保特別委員会は五月十三、十四の両日中央公聴会を開き、十五、十六両日に

は仙台、大阪、福岡の三市で地方公聴会を開いた。

五月十九日、自民党は深夜の衆院安保特別委員会で単独に質疑打ち切りおよび採決を強行した。その議事には多分に法的疑議もあつたが、自民党はさらに同夜の衆院本会議で五十日間会期延長を採決、二十日未明、新条約および協定の採決を単独で行つた。この自民党の単独採決に野党は「民主主義、議会政治をふみにじつた行為」として攻撃、国会は完全な空白状態になつた。

国会の周囲は連日のように請願および抗議のデモがうずまいた。自民党は国会正常化のための議決休会などの問題で、他党と話し合いを進めていたが、六月八日これを断念して、参院安保特別委の審議を単独で開始した。自民党は参院でも、新条約および協定を議決、承認する意向のようであつたが、六月十五日、国会構内におけるデモ隊と警官隊のセリあいの中で女子学生一人が死亡するという不祥事が起こるなど、情勢いよいよ急迫したため、積極的な議決行為は見おくられ、十九日午前零時自然承認となつた。

安保条約改定をめぐる国会ならびにその周辺の情況は、このようであつた。こうして六月二十三日安保条約の批准書は交換され、岸首相は退陣の意思を表明した。こうした険悪な情勢はまた、政府をして、日米修好百年の記念行事として予定されていたアイゼンハワー米大統領の訪日招請を断念させるにいたつた。これは日米外交史上の一つの汚点であるともみなければならぬ。

このような情勢を前にして、経済同友会は六月十七日総務委員会および幹事会を開き、とるべき態度について

協議した結果「この際経済団体としても黙祝すべきでなく、議会政治の擁護再建、暴力の排除、国際信用の回復の三点を中心に、国民各層に呼びかけるべきである」との意見が高まり、またその方法としては、経済同友会だけではなく、経団連、日経連、日商にも働きかけて四団体共同声明の形式をとることに方針を決めた。

同日、四団体で協議ののち、つぎの共同声明が発表された。

「米大統領の訪日を延期せざるをえなくなつたのは、まことに遺憾なことであつた。

この際、われわれは暴力排除と議会主義擁護のため、国民とともにこの事態に対処したい。他面、今回の事件により、わが国が国際的信用をきずつけたことを深く憂慮するものである。よつて、われわれは国際経済社会に対し一層誠実な態度で処し、信用回復に努めたい」

共同声明に先立ち経済同友会の幹事会では、岩佐代表幹事からまずつぎのように述べ、意見を求めた。

「これまでも経済団体として、ことに進歩的団体ともいわれる本会として、今日の時局に対して特に発言すべきであるという批判もでていた。経済団体としては統一的にものを言い難い問題も多い。個々には質問を受け意見を求められて、意見めいたことをいつているが、ここにいたつては、はつきり経済団体としての意見をいう必要がでてきたのではないか。本日の総務委員会では経済同友会だけでなく、経済団体共同で声明すべきではないか、しかしその時期は早いほどよい、今日中にもすべきであるとの意見もあつた。経団連、日経連の意見も求めているが、異議はないようである。

その内容の基本としては、本日の新聞社七社の共同声明があつたが、我々として新聞社のあり方について異

論はあるものの、新聞社声明の方向はこれを支持してよいと思う。いずれにしても暴力の根絶、排除、議会政治の再建については異論のあるはずもなく、与野党は勿論のこと、国民としても事態は建設的に收拾しなければならぬ。とくに経済団体としては、国際的に失墜した日本の信用を回復することに非常な努力が必要である。意見の表明としては比較的簡潔にして強調的な文章にするよう、大体文案も固まっているが、各位の意見もききたい」

これに対して活潑な論議が展開されたが、中心となつた意見の方向は、つぎのようであつた。

「今日このような事態にいたつたのは、全く保守党の責任であり、この際徹底して脱皮を望みたい」(鹿内信隆幹事)

「今回の事件は、高い経済成長の上に起こつた事件であることに特徴があり、戦前の青年将校の反乱が農村不況に刺激されて起こつたのと全く事情が違ふ。経済団体の発言として、国をあげて経済の成長を図り、それによつて解決するのだという趣旨をとりあげてもらいたい」(佐々木直幹事)

「問題は今後我々がいかに処すべきかである。我々同友会も良識はあるが勇気がないといわれる。今後積極的に勇気をもつて行動する必要がある」(中山素平幹事)

「これから革新陣営と対決するためにも、保守党の脱皮が絶対に必要だ。教育問題でも大学のあり方、日教組の行動についても検討すべき段階にきている」(藤井丙午幹事)

「小さな騒動は起こつても、国民全体は落ち着いているのだということを示す必要がある」(寺尾一郎幹事)

「暴力はいかなる場合でも絶対にいけないということだけを表明すればよいのではないか。それ以外のことを織り込もうとすると全体として中途半端な弱いものになる」(稲山嘉寛幹事)

五、自由化を基軸とする経済体制へ

—自由化対策に総合的な構え—

経済同友会はさきに三十四年十月十九日、「貿易・為替自由化に対する提言」を発表し、世界の大勢である自由化の促進についての積極的な意思表示を、他にさきがけて行つた。ついで三十五年一月には貿易・為替自由化対策特別委員会を設置し、さらにこの問題をほりさげて検討することになつた。一方、政府においても、IMF(国際通貨基金)やガット(関税・貿易に関する一般協定)の世界的呼びかけや国内からの自由化促進要望に呼応して、自由化への歩みを進めた。そして三十五年六月二十四日には、貿易・為替自由化促進閣僚会議は「貿易為替自由化計画大綱」を決定するにいたつた。

この「自由化計画大綱」は、わが国の自由化促進への大きな一段階を画するもので、世界的潮流としての自由化の意義を積極的に認めるとともに、わが国経済の特殊性を考えつつ、段階を追つて自由化を進めていくことを具体的に述べ、三年後には、おおむね八〇%、石油、石炭を自由化した場合は九〇%の自由化を達成することを目標としている。「昭和三十六年通商白書」も、「一九六〇年は、わが国の貿易・為替の自由化に一時期を画し

た年であつた。周知のように貿易・為替の自由化は、五八年末における西欧通貨の交換性回復後、先進工業諸國間の大勢となり、わが國においても、みずからの問題としてとりあげられてきた。そして、とくに六〇年においては、政府の本格的な自由化政策が軌道に乗つたといつてよいであろう」とし、自由化計画大綱策定の意義を強調している。

このように、貿易・為替の自由化がいよいよ具体的進展の段階に達した以上、民間経済界においても、このすでに敷かれた軌道にそつて進んでいくための態勢を整えなければならないのは当然のことである。しかも自由化の問題は、単に貿易上、為替上の技術的、形式上の措置であるに止まらず、わが国産業の後進性からみても、経済のあり方の全般に大きな関連をもち、影響を与えずにはおかないような重大問題である。つまり自由化を前に、あるいは自由化を基点として、企業においても、金融機関においても、あるいは政府においても、なすべきことが広範にあるわけなのである。ここにおいて、経済同友会の貿易為替特別委員会は七月十五日、自由化対策への経済界の総合的な構え方ともいふべき「貿易・為替自由化対策」を発表し、経済界自らの心構えを確認するとともに、政府として当然なされねばならぬ事柄について、適切な意見を提示したのであつた。しかも、その基調においては、自由化の必然性とその経済的効用を積極的に認め、強調している点において、それはさきの「貿易・為替自由化に対する提言」の線にそうものである。

「対策」は、(1)自由化に対する見解 (2)自由化推進の基本方針 (3)企業がなすべき対策 (4)金融機関がなすべき対策 (5)新しい経済秩序の樹立 (6)政府がなすべき対策 の六項目にわたる長文の力作である。

まず「自由化に対する見解」は、自由化促進の必要についての経済同友会の基礎的見解ともいふべきもので、(1)自由化の国際経済的背景 において「戦後における自由世界経済運営の基本理念」「IMF、ガットの意義と精神」「戦後における西欧諸国自由化の動向」から「わが国における貿易自由化の必要性」「後進国に対するわが国の態度」さらに「為替自由化の必要性」を述べ、ついで(2)日本経済成長のための自由化の必要性 に移り、自由化が日本経済にもたらす利点としてつぎの諸点をあげている。

一、産業の自主性拡充によつて、活動を活潑化し、能率を高めるとともに生産資材の安価な輸入によつてコストの引き下げを可能にする。また製品の輸入は、産業に対して新しい刺激を与え新製品の開発等を促進する。こうして生産者はもとより消費者の利益を増進する。

二、外資導入の進展によつて、資本不足の緩和、金利の低下等の好結果が期待される。

三、労働集約度の高い産業は、国際競争上断然有利にたつものである以上、世界の自由化で国際分業が広く実現すれば、わが国のこの種産業は著しく拡大する。

四、以上の利点の集約によつて、輸出の増大を通じて経済成長を高め、生活水準の向上、雇用の増大に役立つ。つぎに「対策」は「自由化推進の基本方針」として「自由化による経済秩序の混乱を防止するため、競争力のとくに弱体な産業並びに国内的には生産性は高いが当面競争力のない産業に対しては、一定期間を限るか、あるいは段階的に順序をつけて自由化の影響を緩和する対策をとること」あるいは「社会的見地よりみて問題のある農業のようなものに対しては、強いて自由化を急がず、総合的判断に立つて逐次自由化を進める政策をとること

と」などを強調し、「政府の自由化計画大綱」に同調している。また「基本方針」は経済外交の積極的推進によつて各国の貿易障壁の撤廃を要請することや、国産品愛用によつて全国的に自由化に協力することの必要性をも、周到に指摘している。

さらに「対策」は、自由化に対して「企業」「金融機関」および「政府」のそれぞれなすべき対策を列挙しているが、とくに強調しているのはつぎの諸点である。

企業のなすべき対策

- 一、社会的責任に基づいた自己責任原則を経営の基本とすること
- 一、合理化の促進、コスト引き下げ、企業体質の改善
- 一、生産性の高いものへの転換
- 一、自由化に即応する長期経済計画の策定および態勢の整備
- 一、業界間および関連部門との自主的な協力態勢の確立

金融機関がなすべき対策

- 一、公共性に基づいた自己責任原則の貫徹と相互間の協調体制の確立
- 一、金融の正常化推進と体質改善
- 一、金利水準引き下げの促進
- 一、金利機能を一層活用し、資金の円滑な調整を図ること

五、自由化を基軸とする経済体制へ

政府がなすべき対策

一、財政金融政策を中心とする経済の調整、誘導態勢の整備確立

(具体的には予算制度および運用の合理化、企業体質改善のための税制措置、公共投資促進による経済基盤の強化など)

一、外資導入を緩和する措置

一、関税制度の合理化

一、独禁法の弾力的運用

一、自由化にともなう企業の近代化、合理化から生ずる雇用問題に対して、社会保障、再教育施設の充実など受け入れ体制を整備すること

一、国内資源の有効利用および国産技術開発のための環境整備

一、経済外交の強化、後進国援助など輸出振興環境の整備

一、国内市場の維持開発のため、国産品の優秀性を自覚させること

また「対策」は、とくに「新しい経済秩序の樹立」について、つぎのように強調している。

「自由化の進展に伴つて生ずる最大の問題は、貿易為替の管理が後退してゆくに従い、過当競争が激化し、経済秩序が混乱することであろう。そのような事態を未然に防止し、経済を安定的に発展させるためには、どうしてもそれに代わるべき新しい調整体制をつくらなければならない。自由化が進めば、国民経済全体としての

調整は主として、財政金融政策にまたねばならないであろうが、経済界としては、そのような政策のみに頼ることなく、経営者の社会的責任に基づき、自主的に、国民経済の基盤に立つた新しい秩序の建設に努めなければならぬ」

そして「対策」は、この線にそつて、つぎのような体制の確立を望んでいる。

(1) 自主調整の促進

今日欧米諸国は、おのおの独自の経済秩序を持ち、その上にいわゆる調整された新しい自由経済の仕組みをつくりあげている。わが国におけるそのような新しい秩序づくりの中心的課題は、われわれが先に提唱した自主調整であり、自由化の進行とともに、その必要性はますます増大すると信ずる。自主調整の困難性は各方面の指摘する通りであるが、経済界はこの際、それらの困難を乗り越えて、一段とその推進に努力を傾けなければならぬ。

(2) 経済界全体の話し合いの場の設定

各業界の自主調整は究極においては、国民経済的立場からの判断によつて進められるべきである。この問題に対し、官庁が決め手として介入することは、時として、国民経済の利益と一致しないような結果を招く恐れがないと言ひ難いし、そのような行き方は、自由経済の原則にも反すると思われる。したがつてそれは、経済界自身の手によつて推進されねばならぬが、それには何らかの形で、経済界全体として、総合的判断に立つて問題を協議する場が必要であり、そういった場をつくることによつて、競争の中の協調を生み出すことが可

能であると考える。

このように「自主調整」の問題は、貿易、為替自由化推進の段階において、再び不可欠の体制として、新しく脚光を浴びてきたわけであった。なお伍堂輝雄特別対策委員長は、この「対策」を七月十五日の幹事会に提案するにあたって、つぎの通り説明している。

「本案の作成に当つては、各業界の問題点や対策も研究したが、それらについては各業界の団体等ですでに発表しているので、本会としては自由化についての基本的な考え方ならびに対策に重点をおいた。本案の構想としては、自由化について外圧論的な考え方が一部にあるので、そのしからざるゆえんを第一に述べ、第二に自由化の基本方針を、ついで企業、民間金融機関が自らなすべきことをとりあげ、続いて経済の新しい秩序の樹立、最後に政府のなすべき対策をあげた。なお自由化にともなつて問題となる中小企業、雇用問題については、長期的には両者ともよくなるが、それまでの過程においては、政府はもとより企業も、これにシワよせしないよう努めるべきだとしている」

六、地域経済開発に見解発表

——全国会員大会を札幌に開く——

昭和三十五年度の経済同友会全国会員大会は七月二十二日、札幌市のグラウンド・ホテルで開かれた。経済同友

会ははじめ関西、神戸、京都、岡山、滋賀、金沢、中部、福岡、長崎、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、横浜の各同友会から七十余名、また地元北海道から六十名が参加した。

この大会では麻生太賀吉地域開発調査会委員長から「地域経済開発について」の提案理由説明あり、これを採択した。また山下静一常任幹事から全国大会の足どりについての説明が行われた。なお芦原義重（関西）岩元修一（鹿児島）森下弘（京都）宮地喪二（神戸）上田健二郎（滋賀）西村郁郎（中部）渡辺男二郎（仙台）巽盛三（岡山）島本融（北海道）湯浅佑一（関西）の諸氏から研究報告がなされた。

山下常任幹事の説明による地域経済開発問題の歴史は大要つぎの通りである。

「経済同友会と地域経済開発問題との関係をふり返つてみると——まず昭和二十七年七月二十三日札幌で当時の全国委員会が開かれた時、北海道の経済開発をどうして進めるかという問題を討議した。その内容は、これを円滑に、かつ効果的に行うには行政機構の問題がないか、端的に言えばセクシヨナリズムを排除しなければならぬのではないかという問題、もう一つは北海道開発には機械化を実現せねばならぬということを申し合わせた。そして東京としては、この問題を具体化すべく、当時の工藤全国委員長をまじえる委員会をつくり、二年がかりの活動を行つてきた。その一つとして、根釧原野あるいは篠津の開拓という問題で実を結んだ。決して同友会の力というわけではないが、一端の貢献はしたのである。

続いて昭和三十年には全国委員会として、今後積極的に地域開発の問題をとりあげることになり、東北の問題を議題にした。東北の人達が取り扱うのではなく、他の地域の人達が、一つのモデルとして東北の問題を取

り扱う形をとつた。委員長は当時の中部同友会の佐伯代表幹事にお願ひし、全国から委員が集まつて討議した。得た結論は、東北振興に関する考え方、もう一つは東京の過度集中排除という問題である。このような問題に正面から取り組んだのは、各地の同友会の協力があつたからこそのことであると思う。

さらに昨年、地域経済開発の問題を一層進めるため、各地域で委員会をつくるなり、二つ以上の同友会が協力して研究してはどうかという考えを出した。これも、それぞれの地域の情勢を勘案しながら、今日まで進んできている。

昨年十月別府で開かれた全国会員大会では、地域経済開発を中心に各地域から活潑な意見が述べられ、少くとも問題把握に大きな役割を演じた。本年に入つて、地域経済開発の問題が各方面でさかんに論議されるようになったので、これに対応して東京では地域経済開発調査会をつくつた。この委員会は、ある特定の地域を指定して、その大学に調査を依頼し、それを基礎にして具体案をまとめるのが狙いであつた。こうして鹿児島と北陸を対象にして準備をしたところ、鹿児島経済同友会が一足さきに十周年記念事業として、我々の考えと同じ方法で鹿児島大学を活用し、鹿児島島の地域開発に関する調査を具体的にとりまとめたのである。

一方政府でも所得倍増計画の策定にあたり、地域経済開発という問題を大々的にとりあげている。現に審議を進めている各種委員会の中に地域開発委員会もあり、同友会の資料も検討されているはずである。昨年別府の会議で配布された関西経済同友会の河川に関する資料、福岡経済同友会の九州地域開発に関する意見書、ごく新しいところでは鹿児島経済同友会の地域開発に関する調査資料などは、貴重な民間資料として検討、利用

されているのである。

本日の大会こそ、所得倍増計画の中に、はつきりと地域経済開発に関する意見を入れさせるのによい機会ではないかと思う」

「地域経済開発について」の要旨は、つぎの通りである。

「地域開発は、経済発展を円滑に達成することによつて、国民の生活水準を高めるための大切な手段であるから、政府および企業経営者は、つぎの諸問題と真剣に取り組み必要が認められる。

一、地域開発について、今日各地域が競つて構想を練り促進運動を起している。しかし経済効果の上からみて、政府が国民経済の見地から総合的に計画を樹てる必要がある。

二、地域開発には公共投資の占める役割が大きいが、その経済効果をたかめるため、中央、地方を通ずる投資の配分あるいは資金源について、長期の計画を樹てるべきである。

三、最大の障害は行政制度である。つまり行政機関の割拠と細分化された行政区画は、高度の行政力を要する地域開発のために再検討されるべきである。

四、地域開発は従来工場誘致の立場からのみ論じられてきたが、今後は実情からみて、農業の近代化、それにとものう農業と工業の新しい関係をつくり出すことについても努力を要する。

五、地域開発に要する長期低利資金の供給については、その効率的運用のため、地域別の独立金融機関の設置を排して、既存金融機関の活用が適切である。

六、道路、港湾等輸送部門の整備に最も力が注がるべきであり、また用地、用水についての万全の措置を怠つてはならぬ。

七、地域開発の成否は指導者の質と量にかかつているから、その地域の産業に合致した職業教育を奨励すべきである。

八、地方進出の大企業は、関連ないし下請工業の育成、近代化に留意すべきである。

九、大企業の誘致のみに期待せず、地元企業がみずから資源開発に創意を發揮するとともに、最寄りの工業地帯との結合についても考える必要がある」

このような観点から、つぎの「提案」がなされている。

「地域経済開発は、わが国経済発展のため、絶対的要件となつている。しかるに、実際問題として、わが国の行政制度および組織その他いろいろな障壁が横たわつており、これらの実現は容易ならざるものがある。

他面、自由経済のもとで、政府が企業活動を地域開発計画のワクにはめ込むことは困難である。

しかし経済発展に備えて、上記諸問題の解決と企業活動に対する強い誘導力を持つためには、高度の行政力が要請されるのである。

よつて、専任の国務大臣を長とする強力な地域開発委員会を設置し、専ら計画の調整、資金の効率化に当らしめることを、政府に促すものである」

全国組織の充実に努めてきた経済同友会は、いまその強い組織力と広い組織網の動員によつて、国民経済的に

最も時を得た問題に、十分に取り組むことができたわけである。

因みに昭和三十五年十二月現在、全国の経済同友会の会員数は三、八一〇名に達している。各地経済同友会の会員数と代表幹事名は下記の通りである。

○経済同友会 (岩佐凱実、木川田一隆)	八二三
○関西 (菅原義重、大原総一郎)	三二一
○神戸 (榎並正一、山口泰弘)	二〇八
○京都 (森下弘、田中豊)	一一八
○奈良 (浅田敏章、赤坂頼麿)	四五
○和歌山 (笠野正幹、岡本善右衛門)	五一
○岡山 (中村健、松田基)	一一二
○広島 (田中好一、原幸夫)	一〇六
○徳島 (柏原大五郎)	七八
○福井 (前田栄雄)	八五
○滋賀 (上田健次郎、吉岡由太郎)	四四
○金沢 (竹村重武)	九三
○中部 (石井健一郎、大隈孝一、日比野襄)	三七七

- 福岡 (安川寛) 一七三
- 長崎 (清島省三、進藤貞和、田中丸善三郎) 一二二
- 佐賀 (戸上信文、土井末夫) 一〇〇
- 大分 (木下常雄) 七五
- 熊本 (川田栄三) 七七
- 宮崎 (大原友幸、岩切章太郎) 九九
- 鹿児島 (岩元修一、鷹野孝徳) 一二三
- 横浜 (沼田安蔵、吉村成一) 二〇五
- 群馬 (小山長四郎、伊藤正直) 六二
- 仙台 (伊沢平勝) 八九
- 福島 (須藤仁郎、富田兼康) 五六
- 北海道 (広瀬経一、藤波収) 一六八

七、企業税制の改正に意見

資本構成面からみたらわが国企業の不健全さは、宿命的なガンであるが、貿易・為替の自由化を進めていかねば

ならぬ環境においては、この欠陥を一日も早く是正し体質の改善を図らねばならぬという要望が、経済界からいよいよ高まつてきた。たまたま政府の諮問機関である税制調査会でも、企業の税制の改正は重要な一つのポイントとなつていた。

経済同友会はさきに政策審議会のなかに企業税制特別委員会を設け、一年半にわたり、この問題を広い角度から検討してきたが、一応中間的な結論に達したので、十月二十八日「企業税制の改正に対する意見」として発表した。さきに発表された「貿易・為替自由化対策」にも、企業税制の合理的改正については触れられていたが、今回の意見書では、その点についての一層ほり下げた改正意見を具体的に表現したのであつた。

「意見」はまず「企業税制の改正にあつては、わが国の企業体質を改善強化し、日本経済の安定的発展に寄与する立場にたつて、その基本的構想をうちたてる必要がある」との前提をおき、ついでわが国企業の体質の不健全性をつぎのように指摘している。

すなわち、戦後のわが国経済は高度の発展をしているが、その反面「企業の資金調達面における外部借入金への依存度が高まり、オーバー・ボロウイングの不健全な状態を招く」にいたつており、しかも「現在策定中の所得増計画の下では、現状のまままで推移するならば、このような企業経営の歪みは、むしろますます拡大することとなるとしている。「意見」は、その不健全性を、つぎのように数字によつて明らかにしている。

「いま一九五六一五八年平均のわが国企業の資金調達状況をみれば、株式、減価償却、剰余金等を含む自己資金の比率が三四%、借入金は六六%であるから、自己資金の比重はきわめて低い。アメリカでは自己資金八〇

％、借入金二〇％であり、西ドイツでも六〇％、四〇％である。しかもその内訳をみると、株式による資金調達には各国とも一〇％前後で大差はないが、わが国の場合、減価償却、剰余金等の比重が著しく低い。

資本構成も戦前とは逆転して、自己資本二六％に対し、七四％の他人資本という不安定な形を示している。ちなみに、戦前は自己資本六一％、他人資本三九％であった。アメリカでは一九五六年において自己資本が六一・五％、他人資本三八・五％であり、西ドイツは一九五八年自己資本四二・一％、他人資本五七・九％である。これら諸国と比較して、わが国は資本構成においてもかなり劣つていたのである」

そこで「意見」は、わが国企業において自己資金が充実されていない根因として、

(一) 法人税率が高くなつてゐること
(二) 償却が過少であること

(三) 増資の促進されない環境が打破されていないこと

の三点をあげ、その解決を望み、しかも「いまや貿易・為替自由化の急速な進展に臨んで、企業がその本来の健全な体質に戻ることは緊急の課題となつてゐる」とし、税制の改正をはじめ総合的な施策をうちたてることを強調している。

そして「意見」は、企業税制改正の「基本的構想」として、つぎの三点をあげている。

(一) 法人税率の一般的引き下げを行うこと

法人税の国税収入中の比率は戦前は一〇・三％であつたが、三十五年度予算では二九・二％できわめて高

い。また、法人所得中、法人税の占める割合は、戦前二七・四％に比し三十三年度は四四・九％と増加している。従つて、法人税の負担軽減をはかるため、最少限度現行法人税率の二〇％減を目標とする法人税率の引き下げを強く要望する。増資環境の整備も結局税率の引き下げによつて、一段とその促進が期待されるからである。

(㉔) 減価償却を促進すること

つきに、差し迫つた貿易・為替の自由化による国際競争の激化に備えて、企業の抵抗力を培養するため、コストのかからない安定的な資金源の確保が緊要であり、われわれはこの緊急の要請にこたえるためにも、特に減価償却の充実強化を望むものである。その具体策として、(1)昭和二十八年前取得にかかる機械設備の修正再評価の実施、(2)耐用年数を最少限度二〇％短縮すること（経済的耐用年数の考え方の採用）ならびに耐用年数の決定にあつては、企業の恣意に陥らぬような制約の下に、その決定を企業の自主性にゆだねることを要望したい。

(㉕) 増資促進の環境を整備すること

増資の促進については、法人税率の一般的引き下げによつて漸次その素地がつくられてゆくこととなるが、なお一段と増資しやすい環境をつくるため、配当課税面における対策を検討する必要がある。

また「意見」は、中小企業に対しては「税負担の不均衡是正のため、大企業とは別途の軽減措置を樹立することが望ましい」とし、さらに租税特別措置については「経済の正常化にともなつて税制を正常化する立場から、その経済政策的な観点より採用されているものについては、法人税率の引き下げに対応して漸次整理してゆく」と

ともに、企業会計制度下その存続が当然なものについては、これを恒久的な制度に切り換えてゆくことが望ましく「とつてゐる。

なお「意見」は、このような企業税制上の問題のほか、企業の体質改善を一層効果的にするための施策としてのつぎのことを強調している。

- (一) 企業の安易な資金調達の状態を反省もつて自己責任の徹底を期すること。
- (二) 金融政策の当否が企業の体質改善に影響するところが大きいので、金利の一般的引き下げをはかるほか、金融機関の貸出態度についても、企業体質の改善に逆行するが如きことにならぬよう、反省せらるべきである。
- (三) 株式会社債市場の育成対策を強化すること。

八、池田内閣の発足と高度経済成長政策

昭和三十五年七月十五日、岸内閣は総辞職した。安保改定問題で未曾有の社会的、政治的大混乱を来さしめた岸首相は、六月二十三日新安保条約の批准書を交換したのち「新安保条約の成立によつて新局面を迎えた。今後は日米安保体制の推進、国際信用の回復、治安の回復が急務である。このためには人心を一新し、政局転換の要ありと認め、退陣を決意した」という退陣声明を出し、七月十四日自民党臨時党大会で池田勇人氏が後継総裁に

さまるのをまつて、十五日総辞職したのである。七月十八日招集された第三十五臨時国会で池田総裁は内閣首班に指名され、その夜おそく組閣を完了、十九日池田内閣は発足したのである。

池田首相は、新内閣の発足にあつて「政治の姿勢を正し、政策の着実な具現を図り、もつて国民のすぐれた資質の正しい発展に資したい」と抱負を語つた。ついで九月五日には「自由民主党新政策」を発表した。これは

- 一、民主政治の擁護と行政の刷新
- 二、平和外交の推進と安全保障体制の確立
- 三、経済成長政策の推進と完全雇用の達成
- 四、千億円以上の減税
- 五、社会保障の画期的拡充
- 六、農林漁業基本政策の確立
- 七、中小企業の近代化
- 八、文教の刷新充実と科学技術の振興
- 九、青年婦人対策の推進

の九項目を内容とするもので、とくに経済政策における積極性を特色としていた。第三項目の「経済成長政策の推進と完全雇用の達成」のところでは、つぎのように述べられている。

「歴史的な発展期にあるわが国の経済力を遺憾なく發揮させ、インフレなき高度の経済成長を持続させて、今

後十年間に国民総生産を二倍以上にひき上げる。このようにして、働く意思と能力を持つ国民のすべてがその能力を十分に活かして、将来西欧諸国並の所得と生活水準に到達させ、働く能力のとばしい者にも生活を保障し、完全雇用と福祉国家の実現を期する。そのためにつぎのような経済成長政策を積極的に推進する」

そして推進すべき施策としては「経済基盤の強化と国土の総合開発」「産業構造の高度化」「貿易の増進と国際経済協力の促進」「人的能力の開発と科学技術の振興」「雇用の拡大」「金融市場の正常化と金利低下の促進」および「拡大均衡財政の堅持」をあげているのである。とくに「拡大均衡財政の堅持」については

一、財政は、通貨価値の安定と国際収支の均衡を確保しつつ、経済の成長を積極的に誘導し、これによつて財政の基盤がいよいよ拡大強化されるよう弾力的に運営する。

二、経済成長にともなう年々の自然増収は右の趣旨にそつて経済成長の条件整備、減税、社会保障に重点的に充当する。

と述べ、「通貨価値の安定」と「国際収支の均衡」の重視を明言するとともに、財政支出の方向としては「公共事業」「減税」「社会保障」の三大重点部門を特記したのである。

池田内閣は、もともと岸内閣総辞職後の政局の收拾のために生まれたものであつたから、当然総選挙によつて信を国民に問ふ必要に迫られていた。そこで十月二十四日、第三十六臨時国会で衆議院は解散され、十一月二十日総選挙が行われた。その結果は社会党が躍進したが、自民党も順調に伸び、民社党の惨敗となつた。十二月五日、池田内閣は総辞職し、七日第三十七特別国会で池田総裁が首班に指名され、第二次池田内閣は翌八日成立し

たのである。

経済審議会が岸内閣時代に諮問された「国民所得倍增計画」は、一年間にわたる審議のすえ、十一月一日最終案を決定し、池田首相に答申された。しかし池田内閣は十二月二十七日の閣議で、この「国民所得倍增計画」におりこまれてゐる「安定的要請」をあきたらずとしてか、この「計画」を「弾力的に運営する」との条件づきで決定し、それと同時に、積極性のより強い経済企画庁の「昭和三十六年度経済運営の基本的態度」を了承したのである。つまり経済審議会の「計画」では、実際の運用にあつての弾力性と機動性を強調し、また成長と同時に安定をも重視し、とくに財政金融政策の地位と役割を述べた部分では、成長政策の弱点と弊害についての十分の顧慮がなされていたのであるが、これらの慎重な態度が、積極政策にはやる池田内閣の性格にあわなかつただとみてよからう。

こうして第二次池田内閣は、発足と同時に積極的な経済成長政策の推進に踏みきつたのであつた。三十六年一月五日の初閣議に報告された三十六年度予算大蔵原案は、一般会計予算の規模一兆九千三百七十四億円で、前年度当初予算にくらべ二三・四%の大幅増、また財政投融资計画は七千一百一十億円とこれまた前年度当初計画に比して一八%の増大ぶりであつた。三十五年十二月の特別国会で成立した三十五年度補正予算千五百十四億円も、実質は三十六年度予算を繰上げ計上したようなものであつたから、これを加えると三十六年度の政府支出は一般会計だけで二兆一千億円のぼるわけなのである。このような膨大な予算案となつたのは、池田内閣の公約ともいふべき「新政策」を予算に積極的に反映させたからにはかならない。

昭和三十五年初頭から夏にかけて、比較的安定していた日本経済は、第二次池田内閣の積極的経済政策の発足とともに、ようやく過熱への歩みを急がせたとみてよい。「昭和三十六年度経済白書」は、三十五年度日本経済の推移を概括してこう述べている。

「昭和三十五年度の日本経済は、三十四年度にひきつづき高い成長を実現し、前年度に比較し実質国民総生産で一・一%、鉱工業生産で二・三・七%の上昇となった。

しかし、年間を通じて一様な拡大テンポを示したわけではない。三十五年に入ってから生産にはやや伸び悩みがみられ物価も下落をつづけたが、六月頃から生産は再び上昇率が高まり物価も九月から反騰するという姿をとつた。国際収支も、経常収支では上期には黒字であつたが、下期には大幅な赤字を示した」

「白書」はさらに、三十五年前半の軽い停滞について、それが在庫投資の減退によるものであることを指摘し、その原因として「三十四年末に公定歩合が引き上げられ、三十五年一月には貿易自由化政策が決定されるなどのことがあつて、企業の景気の先ゆきに対する考え方が慎重になつたことも影響している」としている。

また「白書」は、このように三十五年前半における軽い停滞のうちにも「設備投資は技術革新の波にのつていぜん旺盛で、消費も堅調をつづけていた」ことによつて、それが下支えとなつて、在庫投資が減退しても、三十三三年のような全体の景気後退をよびおこすことがなく、国民総生産は第一・四半期の減少に止まつたことを指摘している。

このように三十五年の前半は、在庫投資の減退と技術革新による設備投資と消費の堅調によつてカバーし、安

定の様相を保っていたのであったが、あたかも池田第二次内閣の積極政策に拍車をかけられ、またこれと呼応する八月二十四日の日銀公定歩合一厘引き下げなどの措置も手伝って、景気は急上昇に転じたのである。この間の事情を「白書」はこう説明している。

「物価の軟調などから夏頃には、景気も成熟期に達しており当分景気は横ばいをつづけると予想する向きが多く、こうした情勢のもとで八月に公定歩合の引き下げ、買オペレーションが行われた。ついで『国民所得倍增計画』など政府の強い成長政策が打出されたことは、企業に一段と積極的な設備投資意欲を盛り上げさせることになり、再び強い上昇局面を形づくることになった。当庁が年四回実施しているビジネス・サーベイ（企業経営者見通し調査）によると、法人の設備投資意欲は二月から八月までいくぶん低下してきたが、十一月に反転し漸次強まっております、これらの施策の心理的影響の大きかったことを物語っている。

秋に入つてからは、アメリカの景気後退が日本の輸出にもひびき、またアメリカは金の大幅な流出から海外支出削減方針を発表し、その日本への影響も憂慮された。しかし、年末には大規模な補正予算がくまれ、大型の三十六年度予算が発表され、三十六年に入つてからは公定歩合の再引き下げと市中貸出金利や預金金利の引き下げなどが行われ、その後の経済成長は引続き高水準を維持した」

「白書」によると、昭和三十五年度の総供給は、国内総生産十四兆三千五百億円、輸入一兆八千億円、計十六兆千六百億円で、これが消費に四七・六％、民間設備投資に一八・六％、在庫投資に三・七％、政府の財貨サービスの購入に一六・七％、輸出に一一・三％の割合で支出されたが、それら需要部門の対前年増加率をみると、

民間設備投資の三八・四%が最も高く、ついで（絶対額の小さい個人住宅を別として）政府財貨サービス購入の一八・三%、輸出の一・九%、個人消費の一・六%となり、民間在庫投資は二九・五%の減となっている。また三十五年度の総需要の増加に対する寄与率では、個人消費の四〇・四%、民間設備投資の三九・〇%が圧倒的に高い。要するに三十五年度の経済の上昇をもたらしたものは、設備投資と個人消費であったことが明らかであり、これが積極政策に推進されて過熱化に導かれるのであった。

九、経済安定への注意を喚起

— 経済政策に見解を表明 —

経済同友会は、このような景気の急上昇に対して、あるいはその動因となつた政府の高度経済政策について、いたずらに傍観してはいたわけではない。

まず池田内閣が九月五日に新政策を発表した直後、九月十六日の定例幹事会では、政府の諮問機関である経済審議会の総合政策部会に出席した佐々木直幹事から、所得倍増計画における成長率をめぐる討議の紹介があつたのち、岩佐代表幹事から「所得倍増計画はややもすると選挙対策、予算獲得対策に使われる懸念もあり、経済界としては経済的立場からかかる点に配慮を行い、批判すべしとの意見もある」と、各幹事の見解を求めたところ「当然そのような考え方は必要であるが、批判の時期については、現在総選挙を控えてデリケートな時期でもあ

り、慎重な配慮が必要である」との意見が支配的であつた。そこで経済同友会としては、この問題については常時研究を行い、必要があればタイミングを考えて、見解を表明することゝ態度を決めたのであつた。こうした慎重な態度のうちに、時をみて発表されたのが、十二月九日の「今後の財政運営に対する見解」であつた。

これは、財政金融政策委員会で検討のうえ、十一月十八日の定例幹事会で宇佐美洵委員長が提案、採択されたのを、「総選挙後の新内閣が成立してのち」ということで、発表を持ち越されたのである。

この「見解」は、経済審議会の「国民所得倍增計画」を対象とし、そのうちの財政金融政策に関する部分について見解を述べたものである。まず宇佐美委員長は、提案理由でつぎのように述べている。

「財政の在り方についてはすでに昭和三十二年の通常総会の決議で見解を表明しており、基本はこの見解に指摘されている通りで、財政金融委員会としてはこの基本線に沿つてさらに具体的に問題を掘り下げるため研究を進めたが、たまたま政府の所得倍增計画が発表され、これが今後の財政の長期的方向を示すと考えられたので、委員会でも倍增計画と関連して財政問題を検討した結果、一応の結論に到達した。

所得倍增計画では、政府公共部門と民間部門に分け、計画の基本になる潜在的成長力を充分發揮できるように、前者はかなり計画的に、後者には一つの見通しを示し、民間企業の自主性を尊重しつつ民間経済を誘導するという考え方、また倍增計画における財政金融の基本的課題として、通貨価値の安定を確保し、景気変動幅をできるだけ小さくするよう配慮しながら、所要資金を円滑適正に供給できるようにするとの考え方には同感であるが、問題はいかにしてこれを実現するかにあり、その問題点を指摘することにした」

「見解」は、(1)所得倍増計画と財政金融の方向、(2)財政の長期計画性について、(3)財政に対する弾力性の附与、(4)予算編成業務の合理化の各項目にわたつて、今後の財政運営についての見解を述べている。まず「所得倍増計画と財政金融の方向」においては、「経済成長について果すべき政府の役割及びその政策実現のためとるべき財政金融政策の基本的方策については、所得倍増計画に現われている見解に全面的に賛成する」との態度を表明し、とくに「所得倍増計画において、財政金融政策の基本的課題を、通貨価値の安定を確保し、景気変動の幅をできるだけ小さくするよう配慮しつつ、所要資金の円滑かつ適正な供給を確保することとありとする点についても全く同感である」としている。

そして「見解」は「これを計画期間中において、いかに実現するか」に問題があるとし、とくに「財政は政府が保有する最も直接かつ効果的な手段であり、かつ計画性が尊ばれるものである」がゆえに、なおさら、この点の重要性を強調しているのである。

ついで「見解」は「財政の長期計画性」に移り、所得倍増計画では単に目標年度である昭和四十五年度における財政収支の概貌を示しているにとどまつていることに對して不満を表明し、「長期財政計画は、その期間内において実施されなければならない諸施策について、緩急先後、相互の権衡が資金の姿において総合統一せられ、かつそのための資金確保について一応の目的が樹てられるべきものであるのみならず、予算の単年度制を超えて、長期にわたつて経費の配分、財源の調達を按配し、財政処理について一貫的な目標を与えるものでなくてはならない」と述べている。そして具体的には「一方において、継続費、国庫債務負担行為等の諸制度が有効に活用さ

れるとともに、計画自体、財政経済事情の推移に即応して弾力的に随時調整改定が行われる必要がある」として
いる。さらに「見解」は、政府の公共投資、社会保障、減税の三大公約および、当時政府、与党内部に高まつて
いた公債政策について、左のように見解を表明している。

▽公共投資、社会保障、減税について

「公共投資、社会保障、減税は相互にバランスをとるべきであり、いずれを優先すると決めることはできない。ただ経済成長が大部分の国民生活の向上をもたらすといった点において、当面どちらかといえば公共投資にウエイトを置かんとする所得倍增計画の考え方に同意する。更に公共投資については、事業の効果を勘案し、総花的支出を排除して重点的施策に撤すべきであり、また社会保障については、制度の内部に調和をとりつつ、それぞれ長期にわたつて総合計画を樹立し、段階的に実施していくことを期待したい。

租税負担率を国民所得の一定限度にとどめる考え方には理論的根拠はない。しかし国民負担がなお相当重い現状に鑑み、減税の規模に一定の目的をおくことは当然であろう。ただ今後の減税については、直接税と間接税、国税と地方税、所得税と法人税等租税相互のバランスを考えた長期段階的税制の改正を計画すべきである。とくに社会保障等の支出の増加していく趨勢にも鑑みて、たとえば付加価値税、売上税等の安定的収入の得られる税種の創設について検討を加えるべきであろう」

▽公債政策について

「われわれは公債発行が財政投融资財源調達的手段として、一定の計画を定めて行われる限り、これに反対す

るものではない。公債は政府と民間との間における投資調整の役割を果たすであろうし、かつ適正に運用される限り景気調整の手段として有効であることを認める。

しかしながら公債政策が支障なく運営されるためには、これを可能とする経済的基盤と政治的環境が熟成されていなくてはならない。すなわち公債が市中において自由に消化されるように各種条件が整備されていることと、安易な赤字公債発行の手段とならないための政治的自制が行われることが必要である。現状においては遺憾ながら、この双方とも欠けていることを認めざるを得ない。

所得増進計画が予定する如く、経済の成長が行われる限り、年々多額の自然増収を生ずるであろう。もちろん、その財源は長期の見通しに基づいて、必要支出または減税財源に充てるべきであるが、基礎条件の整備をみるまでは、減税の規模を按配しても、公債の発行を抑制することが望ましい」

さらに「見解」は「財政に対する弾力性の附与」については、制度上の問題として (イ) 公共投資について可能な限り継続費制度を活用して、支出や繰延べを弾力的にできるようにする (ロ) 財政投融资計画について予算確保的な考え方を是正し、経済情勢に応じて一層弾力的に運用するようにする (ハ) 公社等の事業予算については、経営の責任体制が確立されることと相まつて、現在の予算的制約を外すことを考慮する——などの意見を明らかにするとともに、財政収入の一部を留保する調整資金の設置等を制度化することをすすめている。

また「見解」は「予算編成業務の合理化」について、「政党の予算に対する干与はその大綱にとどめ、些末の行政事項については内閣の決定に一任すべきである」と明言している。最後に「見解」は「むすび」として、つ

次のように強調している。

「今後の財政はこの度の所得倍増計画を基本的方向として実施されるものと考えられる。この計画を単なる目標に終らしめないためには、計画実現の過程を常時トレースし、計画各部門の相互調整を行いつつ、総合的見地からその実現を期することが必要である。このため政府機構を充実強化し、更に民間の意見が十分反映されるよう考慮すべきであろう。例えば各界トップ・レベルによる強力な委員会を設置する等が考えられる」

経済同友会は昭和三十六年一月二十日の定例幹事会に「日本経済に対する見解」をはかり、これを採択、直ちに発表した。この見解発表は昭和三十四年以来、毎年年頭において過去一年の経済の歩みを顧みるとともに、その年の経済見通しを述べ問題点を指摘することを内容として、行われてきているものであった。

昭和三十六年の「日本経済に対する見解」を貫いているものは、景気過熱への警戒的態度であった。それは池田内閣の「新政策」発表以来、経済界に広く抱かれてきたものであるが、経済同友会はこの年頭の恒例的な見解発表を機として、この景気行き過ぎへの懸念を理論的に表明したにはかならない。

「見解」は「昨年の経済回顧」において、「最終需要の増加に支えられて、鉱工業生産は二年つづけて、二五％以上の増加を示したのであるが、この間にあつて過熱現象と過剰現象の、何れをも生み出さなかつたということは、まことに喜ぶべきことと言わなければならぬ。このような数量景気がつづいているのは、ここ一兩年世界経済が好調裡に推移し、わが国の輸出環境が非常によかつたことにもよるが、同時に日本のもつ経済力が、充実し

「できた点も見逃せない」と、その順調な成長ぶりを讃えるとともに、一面における不安要因の芽生えについての、つぎのように指摘している。

「しかし、このような成長のし方について、全く問題がないといえるのであろうか。……民間設備投資が、予想を大きく上回った事実は、将来に問題を持ち越すことになるのではなからうか。……この民間設備投資が、ここ数年の高い成長の起動力であったことは、いうまでもないが、問題は、他の最終需要たる個人消費、財政支出、輸出等に比し、余りにもその伸び率が高過ぎるという点である。

設備投資は短期的にみれば、その上昇分だけ需要をふやす要因となるが、長期的にみれば、投資の絶対額に応じて、供給力をふやすことになる。昨年までの如く、最終需要の増加分の非常に大きな割合を、民間設備投資が占めるという如き成長の形が、今後永続するとは考えられない。もしそうなれば遠からず、供給力の大幅な超過を招来するからである」

つぎに「見解」は「今年の経済展望」に移り、「本年は、所得倍増計画の第一年であるが、企画庁の見通しによれば、三十六年度の鉱工業生産は、三十五年度に比し一四・七%増加し、経済成長率としては、実質で九・二%になるということである。現在の最終需要の増勢からみて、その程度の成長が実現することは、さして困難ではないと、われわれも考える。しかし、このような成長が、昨年のように安定的に、即ち過熱も過剰も起こさないで達成できるかどうか、ということになれば、われわれはいささか不安を感じるのである」として、つぎの四点をあげている。

第一、鉦工業生産が、引き続き早い速度で上昇していくとすれば、そろそろ各種の隘路の発生をみるのではないか。

第二、消費者物価が政府の見通しのように〇・七%の上昇に止まるかどうか。

第三、国際収支が企画庁見通し（輸出九%増、輸入一二%増、総合収支二億ドル黒字）のように、今年も黒字基調を続けることができるかどうか。

第四、民間設備投資が本年も昨年のように、強い上昇をつづけるといふことになることになると、昨年の経済回顧の際に指摘した設備投資の二面性の矛盾に、つき当たるといふことにならないか。

このような問題点をあげて「見解」は「要するに、われわれの恐れる点は、経済成長の過程の中で逐次解消せしめなければならない各種の不均衡が、成長速度が早すぎるために、かえつて拡大するようなことになり、ひいては成長それ自体が阻害されるようなことにならないか」と注意を喚起している。

さらに「見解」は「今年の問題」の項でつぎの諸点を「今年課題」として「提言」している。

一、今年の財政金融政策は景気に対し、中立であることが望ましい。今年は、経済に不安定要因が発生する惧れがあると思われるから、財政、金融政策は内外の経済動向に対応しつつ、機動的運営がなされると同時に、高度成長のもとにおける安定的均衡を維持するための特段の配慮が加えられることが望ましい。

二、経済界としては第一に、自主性の確立を今年こそ強く推進しなければならぬ。日本経済には随所に大きな不均衡があり、また国際環境もかなり変化が起ころうとしている。この際経済界は、自己責任と連帯精神

に徹した新しい秩序造りに邁進しなければならぬ。第二に、このような観点から経済界としては、慎重なる計画のもとに設備投資の重点化をはかり、自主調整によつて、いたずらな重複投資を極力避けることに留意すべきである。第三に、輸出環境の変化が予想されるのに対応して合理化によるコスト・ダウンをはかり、また輸出秩序の確立に努めるべきである。

三、急速度の賃上げは経済成長を阻害し、結局、国民生活水準の向上をおくらせるから、この点について労働側に対して深い理解に基づき協力を要請しなければならない。

四、政府に対しては、まず第一に、輸出振興、経済協力へのキメの細かな施策を望む。第二に、政府は、成長の過程において、大きな景気の波動を最小限度に止め、また経済に内在する各種の不均衡を速かに解消せしめるための環境造りに専念することを望む。

要するに「見解」は、さきの「今後の財政運営に対する見解」と同じように、政府の国民所得倍增計画には賛意を表しつつも、その一方的な推進は、かえつて矛盾をはらみ、それが成長をおくらせることになる点を心配し、政府の慎重な配慮を求めると同時に、経済界自身に対しても、重複投資などに陥らないよう自主調整の必要を、ここで改めて切実に要望しているのである。そして、経済同友会のこの見解に指摘された不安要因は、ついに顕在化するにいたつたのであつた。

十、「政治刷新」に見解を表明

昭和三十五年夏の安保条約改訂問題をめぐる政治的社会的混乱は、経済界をいたく刺激した。ついで岸内閣の総辞職、池田内閣の成立、総選挙と、政局の舞台はめまぐるしく回転したが、こうした情勢下にあつて、経済同友会は、政党および政治の在り方について根本的に再検討する必要に迫られた。さきに昭和三十年秋の全国大会で「議会政治擁護に関する決議」を行つて以来、民主的な議会政治の確立を念願とし、その線にそつた活動を続けてきた経済同友会としては、当然の態度であつた。

この問題については、安保問題直後から、政策審議会を中心に政治研究会を設置し、研究を進めてきたが、十月二十一日の定例幹事会席上、岩佐代表幹事から、つぎのような経過報告があつた。

「政党および政治の在り方について、すでにいろいろ意見をきいており、意見の交換も行われていて、大体問題のポイントはわかっているが、さらに政治評論家からのヒアリングとして第一回に九月二十八日、日本総合文化研究所大山岩雄氏から政党の在り方について、第二回は十月二十日、拓植大学総長矢部貞治氏から選挙制度の在り方について意見をきいた。今後も、なお二、三の学者、専門家の意見をきいたうえで検討を進め、三月ごろを目途として結論を出すよう、中山政策審議会委員長を中心に段取りが決められている」

また中山政策審議会委員長は、「経済同友」（三十六年一月号）の「昭和三十六年の始めに当たり」という特

集に「国際的に通用する政治改革こそ急務」と題して、つぎのような一文を寄せている。当時における経済同友会の政党、政治の在り方についての考え方の方向と関心の焦点を示すものといつてよからう。

「本年経済同友会が直面する大きな課題の一つに、政治の安定、近代化の問題がある。この問題については従来同友会として研究し発言もしてきたが、いまや我々は、政財界協力して、抜本的な政治の改革を実行すべき緊急の事態に置かれていると考える。これは昨年六月、安保問題を経験した者として身にしみたはずの事柄である。

したがって同友会としても昨年から政策審議会が中心となり、改めて政党政治の在り方について検討を加えてきており、問題は当然革新新政党にも触れるし、また国会議員選挙制度にも至大の関係を持つているが、差当つての問題の焦点は何といつても、保守政党の在り方にしぼられてくる。

保守党の改革といえば、金のかからぬようにといった表現が表に浮かんできると、政党の運営自体が近代的に合理化されれば、結果として金もかからぬようになるのであつて、要は保守政党が近代的に脱皮するため、派閥、資金、組織などあらゆる面からその運営に思いきつた改革を加える必要がある。

保守政党の現状は、派閥が先で国家が後のような印象すらうける。国の将来を左右するような重要人事についても、国全体を無視する如き事実もしばしばみせつけられているのであつて、我々はたとえ政治に素人の考え方と受けとられようとも、卒直に改革意見を述べ、強力にその実行を促す努力をしなければならぬと思う。

政治の玄人筋のうちには、現在の政治制度をどうにもならぬものとして、現実論としてはこれを安易に見送

る考え方もあるが、これは甚だ危険なことであり、こうした考えを打破するためにも、経済界として早い機会に、たとえ中間的でもその方向だけは打ち出しておかねばならぬと考える。

我々経済人が、日本経済の成長発展にいかん力を尽しても、政治の現状を放置したままでは、一般的国際信用の面からその努力が根底的にゆすぶられる惧れがある。もちろん政治改革は国内情勢を契機とするものであるが、同時にわが国の場合、非常に国際的にも機微の關係にあり、国際的監視下に日本が当面する基本的課題であることを銘記しなければならない。政治の問題もまたじかに経済と結びついているのであつて、我々は安保問題の貴重な経験を生かし、早急に手を打つべきであると考える」

政策審議会内に設置された政治研究会では、右のような考え方を中心に、政党および政治の在り方について研究を進めたが、主な問題について、つぎのような見解が支配的となつてきた。

一、派閥問題については、党、内閣の人事を問わず、適材適所主義がポイントであり、政治資金については保守は企業に、革新は組合に安易に依存している。財界としても政治資金の合理化に工夫する必要がある。

組織についても、本部機能について権限責任が未分化で、全国的組織について丹念に下部から組織造りが必要で、かかる組織を通じて、党費による資金調達を考えることも必要である。

二、以上のような方法を採用しても、選挙戦術が高度化している現在、なお財界が資金援助を行う必要性は否定しないが、党としても資金調達について年次計画をたて、財界としての金の出し方を逐次減少することを考えるべきであらう。

三、選挙方法については小選挙区制がよいのではないかと思う。そしてこの制度の欠点である死票を救うため、比例代表制を加味することも考えられる。それによつて第三党も救済でき、小選挙区制によつて不利となる保守党候補も救済できる。その他選挙公営の強化、罰則の強化も当然考えられる選挙法改正の方向である。

三、参議院の在り方について、とくに全国区制度は余り意味がない。これにかわつて学識経験者を推薦制により選出する方法も考えられるが、憲法に抵触する等の難点がある。

このような線で検討の結果、三十六年一月二十七日ついに「政治刷新についての中間的見解」と題して発表された。その全文はつぎのようである。

「われわれは議会主義政治の健全な発達を期し、かねて、その具体策を研究していたが、たまたま昨年行われた総選挙の経験から、選挙に多額の資金を要することは問題であり、この際、合理的な選挙制度の実現が何より急務であることを痛感し、ここに新しい観点に立つて、選挙制度の改正を検討、具体化するための機関を設置することを提唱するとともに、政治刷新についての中間的見解を明らかにしたい。

とくにこの際、経済界に属するわれわれの立場からすると、経済界の選挙資金寄付についても再考の要を認める。われわれは、経済界の資金供給源たる経済再建懇談会が、これまで、個別企業と政治との関係をたしめることに相当大きな役割を果たした事実を正しく評価するが、しかしこれ以上存続させることは、経済界にとつてのみならず、正しい議会政治のためにも却つて障害となる惧れがあるものと判断する。よつて以下の如き

選挙制度の実現に合わせて、政党側が資金調達計画を樹てることを望むとともに、経済界の現行選挙資金供給源の解消を促すものである。

記

一、選挙制度の改正

(イ) 小選挙区制の採用、あるいはこれと比例代表制との併用についても検討し、わが国情に合致した方法を考え、具体化を図るべきである。

(ロ) 公営選挙の拡張

(ハ) 法定選挙費用の合理的算定

(ニ) 選挙違反に対する罰則強化

二、政党の近代的脱皮

選挙資金について保守、革新両党に問題がある。保守政党の資金が著しく経済界に偏し、革新政党の資金が、おおむね労組に依存しているのは事実であり、この傾向は、選挙資金がふくらむに徒い、ますます強くなる。

この際保守、革新両党ともに政治資金調達方法を根本から改める必要があり、それが議会政治健全化の要訣である。よつて政党は直ちに資金に関する長期計画を樹てることに着手すべきであり、とくに保守政党は党組織の確立を図り、資金および派閥解消の両面の解決を図るべきであろう。

三、選挙資金寄付

十、「政治刷新」に見解を表明

団体の選挙資金寄付は、理想としてはこれを禁止するか、あるいは大幅に制限するのが最も望ましい方法である。よつて、政党はその資金を専ら党組織より調達する体制を確立し、早い機会に、団体からの資金依存より脱却するよう努力すべきである。」

この見解発表は、大きな反響を呼んだ。安保問題以来、わが国の政治の在り方に対しては、経済界のみならず、一般国民も、また政党自身でさえも、大いに頭を悩ましていた矢先であつたからである。この見解の趣旨を敷衍して、山下常任幹事は、二月十三日開かれた地方中堅幹部招待懇談会でつぎのように述べた。すなわち、この見解のねらいどころと、その背景の事情についてであつた。

「見解の発表が極めてタイムリーで問題の核心をついたので、その主張は具体的に実現するにいたつた。この問題は決して昨日今日のことではなく、昭和三十年以来の課題として、各方面に現れているゆがめられた民主主義を、真に近代的な姿に直すため、議会政治の研究をしてきた。それが安保問題の政治危機に際会して、昨年からもう一度見直すために検討を開始したが、今回の見解では問題を選挙制度の改正、政党の組織化、資金の三点にしばつたのである。」

昨年の総選挙では、従来社会党が食い込めなかつた農村にも進出した。農村の構造変化あるいは知的水準の向上が、農民を社会党に走らせることとなつた。いまや保守党の近代化が決定的に必要なつてゐるが、保守党内部はただ政権へのアプローチに浮身をやつす有様で、派閥が激化し、選挙制度にも金が非常にかかるようになってゐる。金をかけないためには、小選挙区制の実施を措いてない。ただ小選挙区制では、投票数がふえ

ても頭数がでないといった死票が盲点になってくる。その結果は院外闘争に追いやる恐れもあり、そのためにはドイツのように比例代表制を加味することに言及しているが、わが国憲法の定める選挙の規定解釈との関係から微妙な問題もある。その他、公営選挙の拡張、また法定費用は現実合つた妥当な額を出すこと、選挙違反に対する罰則の強化にもふれた。

政党の近代化の点では、現在の保守政党は黨員百万といつても、かつて一銭も党費が入つたためしがない。逆にごちそうして票を集めている。問題はむずかしいというだけでなく、進んで近代化の方向に環境をつくるようにしなければならない。社会党が総評をバックにしているのも妥当でないであろう。

経済界自体としても、今日までの政治活動を反省し、この際経済再建懇談会を解消することを唱えた。書生論といった批判もあつたが、懇談会の幹部も結局これが正しいという結論になつて、解消の方向に進んでいる。政党近代化のキメ手としてこれ以外にないので、別段代案というものは問題にならなかつた。容易に集められた金はうまく使われるはずがない。現在党の首脳は近代化のため自ら資金調達に懸命の努力をしている。

この見解に対して、社会党や総評も痛痒を感じてか、何らのコメントも出していない。

政治危機は昭和の初期にもあつたが、当時の国民は非常に拘束された状態にあつた。しかし今日ではそのような制約がなくなつており、しかも国民生活の水準が高くなつているにもかかわらず、政治不安が去らないというこの原因は、一にかかつて政治の在り方にある。

この見解による反響の最も大きな具体的ものとして、経済再建懇談会が三月末に解体された。この会は昭和

三十一年、保守合同のあとの政界に対する財界の資金的なバック・アップを担当する機関として生まれたもので、経団連副会長植村甲午郎氏が世話役代表をしていた。この会の解消のため、自民党は新しい資金調達機関をつくる必要に迫られ、六月十五日財団法人国民協会を結成するにいたるのである。この新しい機関は、財界、中小企業関係、農業、漁業関係から芸能関係など国民各層の参加を求めて、広く国民的視野に立つところの明朗な資金集めを行おうとするもので、経済同友会の悲願は、ここに一つの結実をみたのである。

経済再建懇談会が解消することに決したことについて、中山素平政審委員長は、こう語った。

「我々は自民党あるいは資本主義を支持している。そういう政党の政策について財界が、ただ自分の利益とということだけではなく、資本主義を守るために、政策の作成を積極的に助けることが必要である。それには、財界の自民党ではなく、日本の自民党にならねばならない。いままでのように百パーセント財界に依存するという形ではなく、末端まで組織造りをして、広い層から資金を集めるといふように持つていかねばならない。そのためには、再建懇談会は企業と政治との関係を切るといふ役割はすでに果たし、いまではかえつて財界がカネをもつて政党に影響を与えているという批判の方が強いくらいであるから、これは解消すべきだと考へるのである」

経済同友会の、政党近代化への考え方の基本を明快に示している発言である。

十一、西欧と東南アへ調査団の派遣

経済同友会は昭和三十六年度の活動方針に基ずく主要活動目標として、国際的事業を大きくとりあげ、(イ)ヨーロッパ経済統合問題継続調査 (ロ)東南ア諸国との人的交流 (ハ)カナダ経済界との交流 (ニ)CEDとの協力 の四点を具体的に打ち出したが、そのうちのカナダとの交流を除く三事業については、すでに昭和三十五年度において実行の段階に入つたのである。この意味で、昭和三十五年度こそは、経済同友会の対外活動面における歴史的な出発点であつたといつてよい。国内経済の安定的発展に寄与することを念願としてきた経済同友会が、国内経済の発展のためには、これを大きく規制する国際経済面の調整が必要であるとの認識のもとに、自らメンバーをすぐつて海外経済事情の調査にのりだすとともに、活動力ある海外の経済界あるいは経済団体との協力提携を深めるための実践活動に踏み出したわけなのである。そして、その線にそつた活動は、昭和三十五年度に具体化されたものとしては、欧州共同市場および東南アジアへの二つの調査団派遣であり、一方CEDとの連携強化も、三十六年度におけるこの線にそう活動の展開への重要な布石であつた。(ここでは二つの対外調査団について述べてCED関係は新年度の記述にゆずることとする)

まず欧州経済統合調査団は、水上達三幹事を団長に、伊藤廉三、神野正雄両幹事、山本弘氏、山下静一常任幹事、および三井物産城戸崎清氏で編成され、九月十二日羽田発約五週間の予定で調査活動を行い、十月十八日現

地で解散した。主な日程はつぎの通りであるが、一行は三十四日間に四十八回の会合を持ち、共同市場五カ国および自由貿易連合五カ国を視察した。十月十九日帰国した山下常任幹事は二十一日の幹事会で、その印象を「今回の調査で別に新しい発見はなかつたと思うが、直接責任ある人に会えてよかつたと思う。また日本のトップ・マネジメントが真剣に共同市場のことを考えていることを知らせるのに大いに役立った」と語つた。

調査団の主な日程は次の通り。

九月 十二日 羽田発

十四日 ベルギー国ブラッセル着

共同市場レイ外交担当委員の昼食会

共同市場局長級と討議

十五日 共同市場局長級と討議

ベルギー経済界主催昼食会

マルジョン共同市場副委員長と会談（水上団長）

十六日 ベルギー工業連盟と懇談

共同市場ゼリング事務総長および主要局長と懇談

共同市場委員会、外交団、ベルギー経済人百五十名を招待、カクテル・パーティ（日本大使

館主催）

十七日 パリ着

十九日 ルノー自動車工場視察

フランス経済省訪問

二十日 フランス銀行訪問

フランス経営者評議会ウイレー会長と会談（水上団長）

同評議会と懇談

パリ―経済界主催夕食会

二十二日 ローマ着

イタリー工業連盟訪問

二十三日 イタリー銀行訪問

二十七日 （ジュネーブを経て）チューリッヒ着

調査団の検討会

スイス経済界主催夕食懇談会

二十八日 西独ボン着

二十九日 連邦銀行訪問

三十日 大使館で合同調査会

十一、西欧と東南アへ調査団の派遣

ドイツ工業連盟訪問

十月

一日 ドイツ経済省貿易局長と会談

二日 ライン河の運輸状況視察

三日 ドイツ銀行訪問

ドイツ労働総同盟訪問

ドイツ新聞雑誌記者団と会見（水上団長）

四日 オーストリー国ウィーン着

五日 オーストリー経済省訪問

六日 オランダ国アムステルダム着

七日 ロッテルダム港湾施設視察

八日 オランダ経済省訪問

アムステルダム市の河川および港湾視察

ロンドン着

十日 大使館訪問EFTA事情聴取

十一日 英国外務省訪問

十二日 英国工業連盟テナント専務理事と討議

十三日 デンマーク国コペンハーゲン着

B & W 造船会社視察

十五日 (ハンブルグを経て) スウェーデン国ストックホルム着

十六日 社会施設視察

十七日 ランゲ商相と会談

ド・ベッシュ外務次官と懇談

十八日 スウェーデン工業連盟貿易委員会と討議

調査団は帰国後、团长水上達三幹事の名で「中間報告」を発表したが、その要旨はつぎのようである。

〔調査の目的〕

我々は過去二カ年にわたる欧州の経済統合の動きに、深甚の注意を払ってきた。すなわち欧州共同市場(ECC)の成立とその発展、ならびにこれに対抗して、欧州自由貿易連合(EFTA)が生まれるにいたつて、欧州の経済は二つの勢力に分裂、激しい競争を招来した。それは決して、欧州だけに止まる問題でなしに、欧州経済の比重が高まってきた今日、世界経済に重大な影響が及んでいるのである。かような見地からECCおよびEFTAの動向を自らの目と耳で確かめるべく、調査団の派遣となつたのである。

〔調査の成果〕

十一、西欧と東南アへ調査団の派遣

調査団は、欧州経済統合問題に関心を持ち、高度の知識を備えている人たちが編成したので、今回の調査の結果とくに新しい事実を発見したというようなことはなかった。しかしEEC委員会をはじめ、共同市場加盟国の人たちと話し合うことにより、EECの動きがどの程度進んでいるかを認識することができたし、またEFTA諸国の人たちに会い、その信念の強さも正しく評価できたのは、何といつても調査団の大きな成果であったと確信する。EECおよびEFTAの現在および将来について感じたところはつぎの諸点である。

(A) 共同市場

六カ国の経済統合は、関税引き下げ、輸入割当の漸進的廃止および共通関税の設定のみが目的の全部ではないし、かつ、それらのみでは限界があるので、あらゆる部面の統合、統一政策の確立を図るため、それに必要な措置を講ずることに努力していることを確認できた。

(B) 六カ国の経済界

加盟国の方向と目標がはつきりしているので、これに即応して競争力を高めることに専念している。六カ国間の企業合同や協力関係は余り表面化していないが、それぞれの国での合理化、近代化は進んでおり、技術分野の協力関係では具体化の例もある。六カ国間で国際分業が徹底的に行われるようになれば、他の地域からの貿易拡大は相当困難になろう。

(C) 共同市場の農業問題

最大の難問題は農業政策である。どの国も農業には保護政策を採用しており、また政治と結びついている

だけに、自由化は容易でない。EECの農業政策の方向如何では、EECの性格さえ変わることも予想される。

(D) 労働界

加盟国労組はEECの政策を支持している。六カ国の社会党議員同士の連絡が緊密で、それぞれ出身国の労組に大きな影響を及ぼしている。

(E) 共同市場の景気政策

景気政策には非常に力を入れているが、見通しはおおむね楽観的で自信を持っている。欧州の経済力が著しく強まったことと、共同市場の成立で相互援助も可能だから景気後退には十分抵抗できるとみているからである。したがって景気変動により経済統合が妨げられることはないと信じている。金融に関する共通政策は、通貨評議会で討議されているが、情報交換の域を出ていない。各国の中央銀行はそれぞれ他国の経済情勢を考慮しつつ自主的に金融政策を決定している。新しい金融面の統合機構は問題になっていない。

(F) 欧州自由貿易連合

EECよりルーズな組織をたて前としているので、EECと同じ方法でみるのは誤である。EFTAの中心国である英本国は、英連邦との関係を第一に考えて、欧州の経済統合に対する態度を決めねばならぬ立場上、EECとEFTAの関係は、外部で考えているほど単純なものではない。英国は当然EFTAの強化に努めるだろう。

(c) 欧州経済統合と政治

欧州の経済統合問題は、政治と絡んで非常に複雑な様相を呈している。英、仏、独間の政治的関係には必ずEECとEFTAの調整の問題がつきまとつている。また欧州にある無数の国際機関や会議でも、この問題がつねに論議されている。しかも、EECもEFTAも、それぞれ定めた目標に向つて着実に進んでいる。

〔調査の継続について〕

今回の調査のみによつて結論を出し、あるいは対欧州政策の具体案を作成しようとは考えていない。むしろ今後毎年継続的に調査団を派遣し、欧州経済統合を正しく判断し、事実を的確につかむことにより、欧州との貿易拡大の実をあげることが主眼としている。我々の調査団が日程を終えたあと、米国およびカナダからも共同市場調査団がブラッセルを訪ねて、共同討議を行ったが、このことからしても、今回の調査団派遣は意義深いものであつたと信ずる。

つぎに「東南ア経済協力調査団」は、二月八日羽田発、カルカッタを起点に約一カ月にわたり、ニューデリー、カラチ、ラホール、ラワールピンディ、ボンベ、マドラス、コロンボ、シンガポール、クアラルンプール、バンコクの諸都市を歴訪、各国の政府高官ならびに経済界の要人と会い、主として民間ベースでの経済協力問題について親しく意見を交換、三月上旬に全員帰国した。団員の顔触れはつぎの通りである。

団長 特別会員 渡辺武（前世銀理事）

団長代理 石川六郎

同 阿部康二

団員 山崎卓三、中島幸基、松本勝文、江本敏、畑清一郎、塚本武之、高木保治

調査団がまとめた「中間報告」では、調査の成果ならびに問題点について、つぎのように記されている。

(1) 東南アジア経済開発の重要性

東南アの経済開発は、住民の福祉を増進し、生活水準を向上させるために必要である。我々は目のあたり、これら地域の官民が困難な環境のもとに努力を重ねている実情に接して、強い感銘をうけた。同時に東南アの経済発展が、日本の経済成長のためにも不可欠の要件だとの印象を強めた。

(2) 低開発国工業化の必然性と工業国側支援の必要性

原料輸出国を中心とするこれら地域の経済水準を引き上げるため、それぞれの地域の实情に応じた工業化を進めることは、必然の勢いである。先進工業国として競争相手を作りあげて低開発国の工業化を阻むのは、適当でないのみならず不可能である。かりに一つの工業国が工業化に力を貸さなければ、他の工業国の力を借りて工業化が進められ、協力をためらった国はその地域に足場を失う危険がある。

(3) 日本としても経済力相応の資本輸出の必要性

他の工業国に比して国民所得の水準が必ずしも高くない日本としては、自ら協力に限度があるけれども、応

分の負担を行うのを惜しんではならない。

(4)日本の技術のPR並びに技術指導者の育成

日本の技術は、欧米に比して、東南アの実情に適している面が少なくない。しかしながら現地で、これが認識されているとは限らないから、人的交流、宣伝広報等を通じて、わが国の実情を知らせる必要がある。とくに技術指導者の現地派遣が望ましい。そのためには、語学力のある技術指導者の養成が急務である。

(5)合併事業としての進出時期とその必要性

外貨の不足している地域では、工業化によつて国内生産が行われるようになると、その商品の輸入を制限または禁止する場合が少くない。このような場合には時期を失せず、合併事業等の形で企業に参加しないと、他の工業国との合併で生産を開始し、わが国の商品が市場から閉め出されるおそれがある。とくに印度、パキスタンのように膨大な人口を擁している国では、投資にあつて将来の購買力を考えておく必要がある、必ずしも目前の収益のみにとらわれて判断してはならない。

(6)信用供与条件の再検討

外貨の不足している地域での経済協力は、その計画がその国の国際収支の改善に寄与するかどうか、重要な許可基準となつている。またその計画の遂行に当つて、外貨による支払を必要とする場合は、これがその地域の外貨負担を過重なものとしないうよう、外貨信用の供与が必須の前提となつている。しかも、この信用供与の条件については、各工業国が漸次緩和しているので、従来程度の輸出延払いでは低開発国を満足させるこ

とが、次第に困難となつてきた。輸出入銀行や海外経済協力基金等の運営に一層の工夫が必要である。

(7) マーケティングについて

外貨事情のよい地域では、企業を起こしても、製品の競争力がなければ、外国からの輸入品のダンピングで痛手をうけることがありうる。新しい産業に対してある程度の関税による保護が与えられるとしても、極端な保護政策を期待することは困難である。したがつて投資に当つて、マーケティングをよく検討する必要がある。また地域によつては、必ずしも低賃金でないことも予め考慮しておくべきである。

(8) 投資保険ないし投資保証制度の整備

低開発国への投資には、戦争、政治的変革、没収、元利の送金不能等のリスクを考慮せねばならない。この種のリスクは投資家が負担するには余りに大きいものであるから、投資国の政府を背景とする投資保険ないし投資保証制度を必要とする。現行の日本の投資保険制度は料率も高く、ほとんど利用されていないから一段の工夫を要する。また投資保険についての国際的な協調の可能性も研究すべきである。

(9) 情報交換機関の充実

東南アジア諸国との経済提携の上での一つの困難は、その地域の法律制度および経済の事情を把握し、また提携相手の信用状態を知ることが容易でないことである。したがつて現地の銀行、商社の活動を補足するため、わが国在外公館の経済調査組織の充実が望まれる。

(10) 投資保全ならびに二重課税防止

各国との条約関係が、従来通商を主眼として規定されていたのを、さらに投資保全の見地をも考慮に入れて整備する必要がある。また二重課税防止協定の未締結の地域については、速かな締結が望ましい。

④ 海外派遣に対する配慮

相当長期にわたつて現地に住する人に後顧の心配をなくするため、人事の運営上その労に報いるように配慮するとともに、子弟の教育に困難を来さぬよう、海外からの帰国者の子弟を無条件で引き取る学級を設けるなどの措置が必要である。また衛生状態のよくない地域には派遣員の衛生管理につき国家的配慮が必要である。

なお「報告」は、今後の継続的調査の必要性などについて、つぎのように結んでいる。

「我々は東南アに対する初回の調査団として、所期の目的を達成したと思うが、今後さらに同地域との人的接触を深めるため、計画的に数次にわたり現地視察団を送る必要を認めるとともに、現地有力者の日本への招待を行うことが有益であると思う。今回の調査団は一般調査、人的接触を主としたが、現地の経済要人から、相当具体的な経済協力の要望もあつたので、次回の派遣からはその要望に応ずるだけの用意と、具体的話し合いのできるメンバーを加えることが必要と考える。西欧工業国から相当有力な調査団が印度、パキスタンはじめ各国に派遣され、具体的協力関係を逐次結んでいる現状を直視して、調査団の継続的派遣の必要を痛感した」